

# 日置市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
鹿児島県 日置市

(はじめに)

わが国は急速な少子高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、将来的に社会経済に深刻な影響を与えると懸念されておりますが、その一方子育てを社会全体で支援していかうという動きになっております。

日置市におきましては、「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、子育て支援計画の結果や基本理念等も引継ぎ策定された「日置市子ども・子育て支援事業計画」をもとに幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進してまいりました。

今回、第2期の「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたりまして、第1期の子ども・子育て支援計画の基本理念を引き継ぎ、前計画の結果や就学前の子どもの保護者の皆さまからいただきましたアンケート結果等を踏まえて第2期の「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市におきましても、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していきたいと考えておりますので、今後とも日置市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに本計画を策定するにあたり、アンケート調査などで御協力いただきました市民の皆さまや計画策定に御尽力いただきました日置市子ども・子育て会議の委員の皆さま、関係者の皆様に深く感謝し、心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

日置市長

**宮路高光**

# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨 .....2
2. 計画策定の背景 .....4
3. 計画の正確と位置づけ .....6
4. 計画策定の時期と計画の期間 .....6
5. 計画の達成状況の点検及び評価 .....6

## 第2章 本市における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移 .....8
2. 子育てを取り巻く家庭の状況 .....15
3. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果 .....17

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念 .....42
2. 基本方針 .....42
3. 計画策定における基本的な視点 .....43
4. 基本目標 .....45

## 第4章 基本目標ごとの取組

1. 地域における子育て支援の充実 .....48
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 .....53
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....58
4. 子育てを支援する生活環境の整備 .....60
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....63
6. その他の子育て支援対策 .....65

## 第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定 .....72
2. 教育・保育の量の見込み .....72
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....74
4. その他事項 .....87

## 第6章 推進体制

1. 計画の周知 .....90
2. 計画の推進 .....90
3. 計画の進行管理 .....90
4. 成果指標 .....91

- 参考資料 .....94



# 第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 計画の性格と位置づけ
4. 計画策定の時期と計画の期間
5. 計画の達成状況の点検及び評価

# 1. 計画策定の趣旨

## (1) 子ども・子育て関連3法と国の動向

我が国における子ども・子育てには、出生率の低下に伴う少子化の対策や、都市部における保育所の待機児童の問題の解消、仕事と子育てを両立できる環境の整備などが求められています。

国は、平成24年8月に施行された「子ども・子育て関連3法（※1）」に基づき、質の高い幼児教育や保育を地域ニーズに応じて総合的に提供できるよう、課題に対して段階的に対応を行っています。

※1 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

### ■平成30年までの子ども・子育てに関する法律、制度等の国の動向

平成	法律・制度等	内容
27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長
28年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
29年	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示

令和元年5月10日には、「子ども・子育て関連3法」の1つが改正され、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」として成立し、これにより国では令和元年10月から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども（※2）の利用料が無償化されることとなりました。

※2 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象

■令和元年以降の子ども・子育てに関する法律、制度等の国の動向

令和	法律・制度等	内容
元年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律	・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料に
2年	大学等における修学の支援に関する法律	・意欲ある子どもの進学を支援するため、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針が決定

(2) 計画策定の根拠

平成24年8月22日法律第65号施行の「子ども・子育て支援法」第61条「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定しています。

また、教育・保育提供区域における子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案すべきとしています。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 今までの制度の背景と主なポイント

全国的な出生率の低下に伴い少子化が進んでいる中で、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所を利用したくても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっています。

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、それらを地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要となります。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望がかない、子育てをしやすい地域共生の社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。加えて、都市部における待機児童の解消や人口が減少しつつある地域における教育・保育機能の維持など、地域ごとに抱える課題が異なっており、それぞれの実情に即した子育て支援の充実が求められています。

#### ■「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設による保育の量の拡大と確保

認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを保育する「小規模保育」、5人以下の子どもを保育する「家庭的保育」や子どもの居宅において保育する「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

#### ■認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」における認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、それぞれの地域における幼児教育・保育のニーズや事業者の意向に基づき、認定こども園の普及を図ることとなりました。

#### ■地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとなりました。



これらの取組により、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととなります。

## (2) 第2期計画策定における基本指針の改正項目

子ども・子育て支援事業計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、基本指針の改正が行われます。

また、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正が行われます。

### ①幼児教育・質の向上のための専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等が必要となります。

### ②幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、適切に事業のニーズ量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含めて検討することが必要となります。

### ③世界とつながる児童への支援・配慮

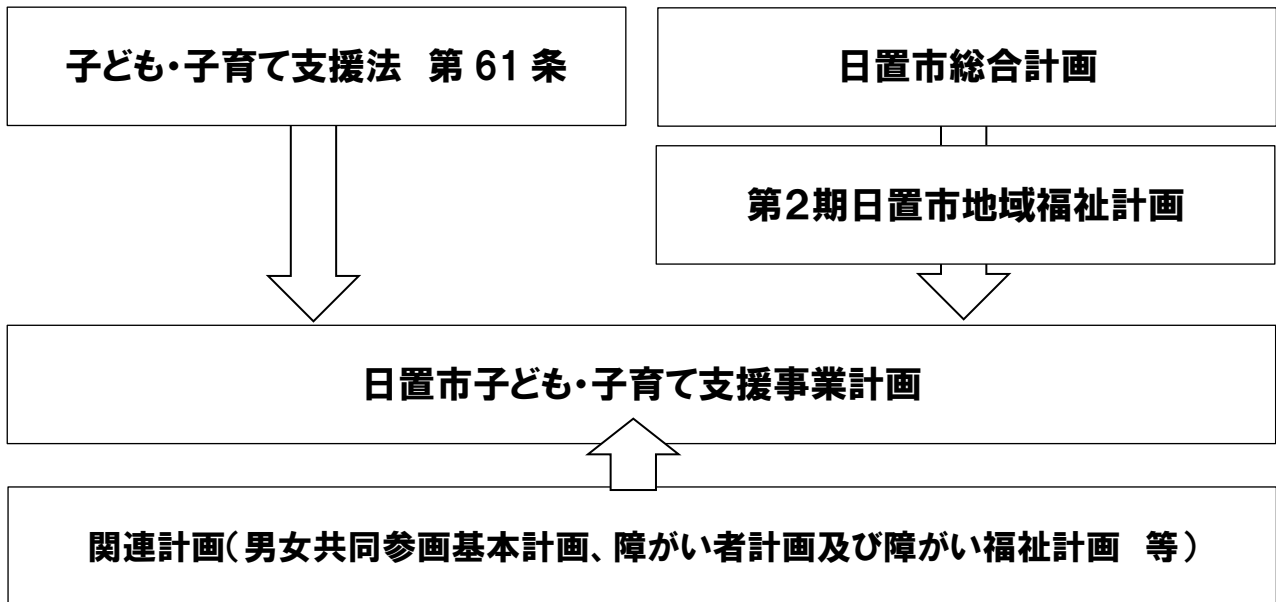
国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこととされています。

また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいとされています。

### 3. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定するものであり、上位計画である「日置市総合振興計画」及び「日置市地域福祉計画」の内容を踏まえるものです。

また、「日置市教育振興基本計画」、「日置市障害者計画・障害福祉計画」、「日置市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、策定する教育と社会福祉に関する事項を定める計画と調和を保つ計画とします。



### 4. 計画策定の時期と計画の期間

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に、5年を1期とする旨規定されており、本計画の始期を令和2年4月1日とし目標年次が令和6年度末（令和7年3月31日）の5ヵ年計画とします。

### 5. 計画の達成状況の点検及び評価

#### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使用実績等について点検・評価を行いその達成状況を点検し、この結果を公表するとともにこれに基づく対策を実施します。

#### (2) 計画の見直し

子ども・子育て支援法の施行後、法第19条第1項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。

よって、必要に応じて計画の中間年である令和4年度を目途に本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

## 第2章 本市における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移
2. 子育てを取り巻く家庭の状況
3. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果

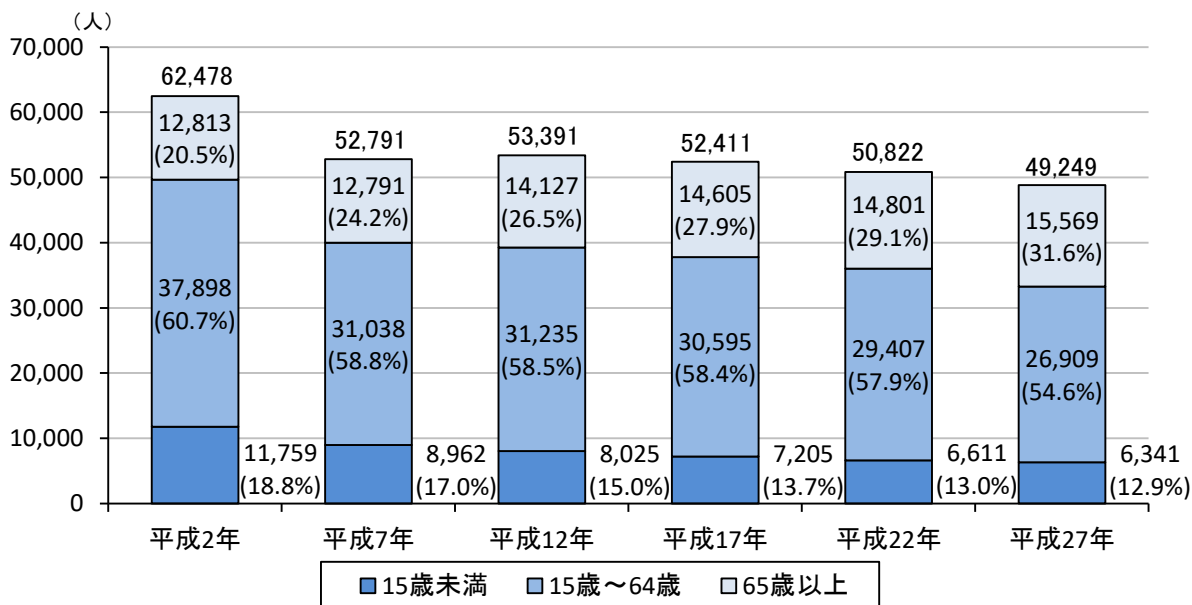
# 1. 人口等の推移

## (1) 人口の構成の現状と動向

### ①総人口と年齢3区分人口の推移

総人口は、平成2年をピークに減少傾向にあり、平成27年は49,249人となっています。

平成27年の3区分人口を平成2年と比較すると、「65歳以上」は約122%の増加、「15歳～64歳」は約29.1%の減少、「15歳未満」は約53.9%の減少となっています。

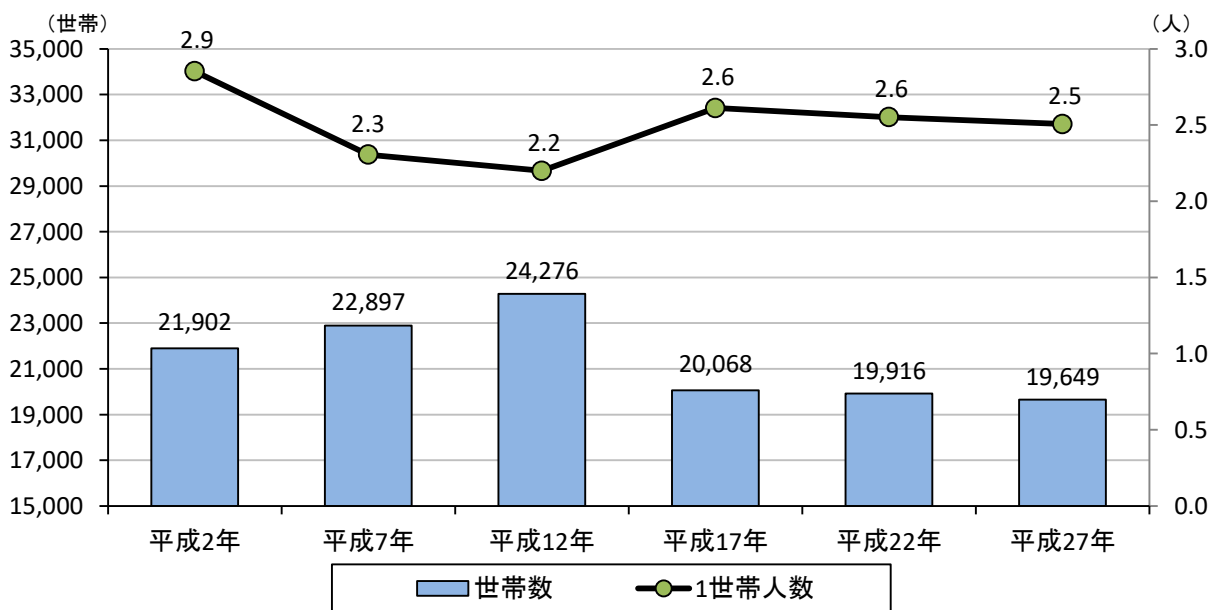


【資料】国勢調査

### ②世帯数と1世帯あたりの人員

世帯数は、平成12年以降、減少傾向にあり、平成27年は19,649世帯となっています。

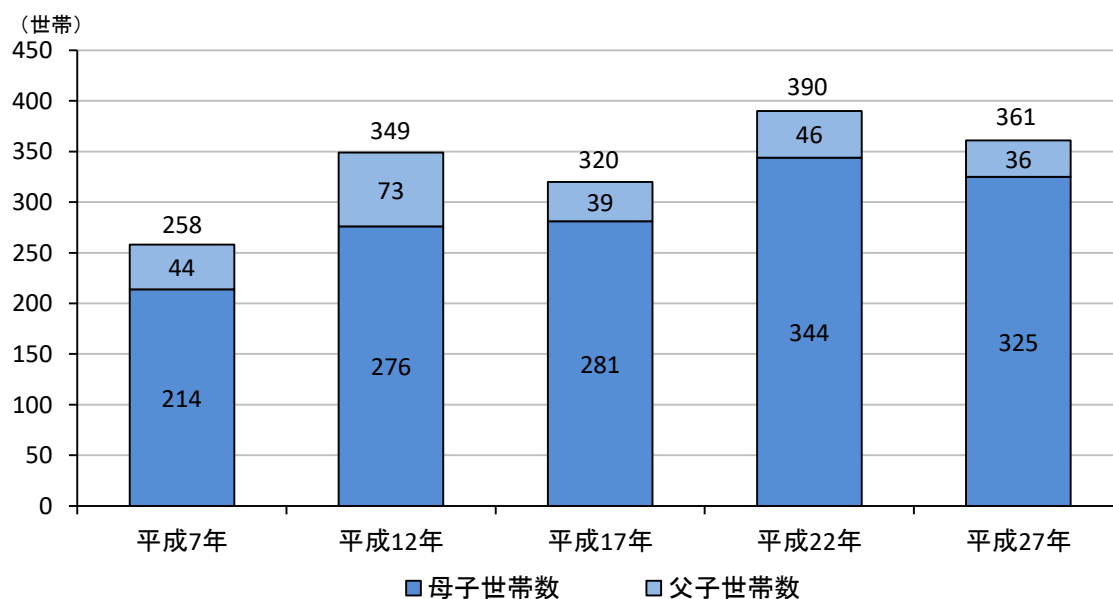
1世帯あたりの人員は、平成27年で2.5人となっています。



【資料】国勢調査

### ③ひとり親世帯（母子・父子世帯）の推移

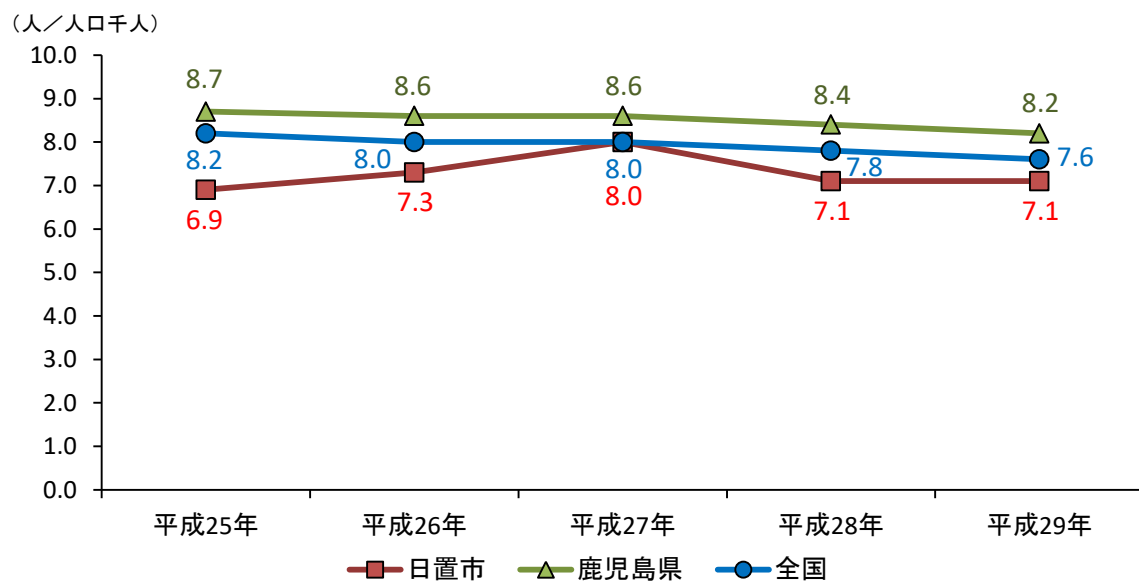
ひとり親世帯は、平成7年以降、増加傾向にあり、平成27年は361世帯となっています。



【資料】国勢調査

### ④出生率の推移

出生率は、平成26年をピークに徐々に減少傾向にあり、平成29年は7.1人となっています。



【資料】国勢調査・鹿児島県人口動態調査・厚生労働省人口動態統計

## (2) 年少者の現状

### ① 幼稚園児・児童・生徒数

令和元年度は4年前の平成27年度と比較して、小学校を除いて減少傾向が続いています。

#### ■ 幼稚園児・児童・生徒数

(単位：人)

	幼稚園				小学校				中学校			
	園数	幼児数			校数	児童数			校数	生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
平成27年度	7	273	244	517	19	1,356	1,245	2,601	8	812	705	1,517
平成28年度	7	260	240	500	19	1,380	1,278	2,658	8	810	671	1,481
平成29年度	7	264	243	507	18	1,384	1,283	2,667	8	802	656	1,458
平成30年度	7	234	229	463	18	1,413	1,291	2,704	8	769	638	1,407
令和元年度	6	165	158	323	15	1,409	1,271	2,680	8	736	667	1,403

【資料】 鹿児島県学校基本調査（各年5月1日現在）

### ② 保育所・認定こども園入所児数

保育所・認定こども園の入所児数は、令和元年度を平成27年度と比較すると、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行もあり、合計入所児数は5年間で約257名（23%）増加しています。

#### ■ 年齢別人口と入所児数の推移

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成27年度	103	173	131	229	220	233	1,089
平成28年度	128	185	203	218	231	230	1,195
平成29年度	92	224	209	223	226	238	1,212
平成30年度	103	180	245	227	234	221	1,210
令和元年度	120	193	205	292	267	269	1,346

【資料】 庁内資料（各年10月1日現在）

### (3) 教育・保育事業所

#### ①保育園・認定こども園・幼稚園・事業所内保育

本市の保育園・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設（地域枠）は27園あり、合わせて1,745人の定員です。

#### 本市の保育園

(令和2年4月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員
清光保育園	日置市伊集院町下谷口 1895-2	273-4457	60人
第二白百合保育園	日置市伊集院町郡 1684-10	273-6279	70人
あづま保育園	日置市伊集院町郡 2056-1	273-1277	70人
つつじが丘保育園	日置市伊集院町麦生田 2024-41	273-1160	80人
いじゅういんきた保育園	日置市伊集院町下神殿 1953	272-2670	60人
朝日ヶ丘ジュニア保育園	日置市伊集院町猪鹿倉 570	201-3211	20人
鶴城寺保育園	日置市東市来町長里 1775	274-2430	50人
田代保育園	日置市東市来町養母 6274-1	274-9420	50人
美山保育園	日置市東市来町美山 1076	274-0312	50人
伊作田保育園	日置市東市来町伊作田 2014-1	274-2857	45人
ゆのもと保育園	日置市東市来町湯田 3653-3	274-1083	50人
吉利保育園	日置市日吉町吉利 3050	292-4014	45人
扇尾保育園	日置市日吉町吉利 7274-1	292-4775	50人
常楽寺保育園	日置市吹上町湯之浦 2592	296-2167	40人
巖浄寺保育園	日置市吹上町中之里 866-1	296-3888	60人
永吉保育園	日置市吹上町永吉 3782	297-2559	30人
合計			830人

#### 本市の認定こども園

(令和2年4月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員
妙円寺こども園	日置市伊集院町妙円寺 2-72-2	273-5161	90人
伊集院幼稚園	日置市伊集院町下谷口 1520	273-1280	140人
ゆだこども園	日置市東市来町湯田 2231	274-0260	90人
認定明信寺こども園	日置市日吉町日置 3450-2	292-3279	60人
吹上中央こども園	日置市吹上町湯之浦 1793	296-2360	75人
合計			455人

**本市の幼稚園**

(令和元年 10 月 1 日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員
朝日ヶ丘幼稚園	日置市伊集院町猪鹿倉 570	273-2843	260 人
東市来幼稚園	日置市東市来町長里 178	274-6261	70 人
飯牟礼幼稚園	日置市伊集院町飯牟礼 1049-1	273-4126	35 人
土橋幼稚園	日置伊集院町土橋 1377	273-9200	70 人
日吉小学校附属幼稚園 (休園)	日置市日吉町日置 397-2	292-3253	35 人
合 計			470 人

**本市の企業主導型保育施設 (地域枠)**

(令和元年 10 月 1 日現在)

施設名称	所在地	電話番号	定員
朝日ヶ丘サンライズ保育園	日置市伊集院町妙円寺 1-72-3	295-6843	10 人
合 計			10 人



②児童クラブ一覧

市内の児童クラブは15箇所となっています。

市内の児童クラブ一覧

(令和2年4月1日現在)

放課後児童クラブ	定員 (人)	住 所	連 絡 先	開所時間	
				平日	土曜日・長期休暇
清光学童クラブ	80	日置市伊集院町 下谷口 1899	273-3824 清光学童クラブ	下校～18:00	7:30～18:00
太陽クラブ	46	日置市伊集院町 郡 2056-1	273-1277 あづま保育園	下校～19:00	8:00～19:00
つつじが丘フレンド クラブ	22	日置市伊集院町 麦生田 2024-41	273-1160 つつじが丘保育園	下校～18:00	8:00～18:00
子どもの家学童保育 クラブ	25	日置市伊集院町 妙円寺 1-64-7	273-5161 妙円寺こども園	下校～18:00	8:00～18:00
わんぱく児童クラブ	16	日置市伊集院町 下神殿 1953	272-2670 いじゅういんきた 保育園	下校～18:00	7:00～18:00
飯牟礼児童クラブ	40	日置市伊集院町 飯牟礼 910	273-1632 飯牟礼地区公民館	下校～18:00	8:00～18:00
土橋児童クラブ	27	日置市伊集院町 土橋 793	273-9230 土橋地区公民館	下校～18:00	8:00～18:00
伊集院幼稚園キッズ クラブ	40	日置市伊集院町 下谷口 1520	273-1280 伊集院幼稚園	下校～18:00	8:00～18:00
みやま学童クラブ	40	日置市伊集院町 妙円寺 1-115-3	273-2277 みやま学童クラブ	下校～18:00	8:00～18:00
学童保育フレンド	40	日置市東市来町 湯田 4067-4	090-1922-4992 学童保育フレンド	下校～18:00	8:30～18:00
鶴丸児童クラブ	40	日置市東市来町 長里 184	274-2511 鶴丸地区公民館	下校～18:00	8:00～18:00
日吉放課後児童クラ ブ	40	日置市日吉町 日置 3450-2	292-3279 認定明信寺こども園	下校～18:30	7:30～18:30
常楽寺学童クラブ	36	日置市吹上町 湯之浦 2592	296-2167 常楽寺保育園	下校～18:00	8:00～18:00
和田児童クラブ	19	日置市吹上町 和田 2104-1	296-3031 和田地区公民館	下校～18:00	8:00～18:00
花田児童クラブ	19	日置市吹上町 田尻 250	296-3021 花田地区公民館	下校～18:00	8:00～18:00

③地域別の幼児・児童・生徒数

平成31年の18歳以下人口の総数8,135人のうち、東市来地域20.6%、伊集院地域61.0%、日吉地域6.8%、吹上地域11.6%、となっています。

地域別の幼児・児童・生徒数

(単位：人，%)

	日置市計	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域
0歳	324	57	219	15	
1歳	339	73	228	17	21
2歳	330	58	202	28	42
3歳	416	86	265	25	40
4歳	384	84	229	23	48
5歳	396	83	234	28	51
6歳	403	70	263	27	43
7歳	435	106	252	25	52
8歳	441	87	273	29	52
9歳	426	102	242	29	53
10歳	477	87	298	31	61
11歳	493	98	303	27	65
12歳	447	89	269	38	51
13歳	482	116	284	34	48
14歳	424	86	246	33	59
15歳	458	97	263	38	60
16歳	539	117	349	32	41
17歳	547	109	331	38	69
18歳	374	69	212	38	55
18歳以下計①	8,135	1,674	4,962	555	944
地域構成比	20.6	20.6	61.0	6.8	11.6
総人口②	48,151	11,245	24,772	4,674	7,460
地域構成比 ①/②	14.9	14.9	20.0	11.9	12.7

【資料】平成31年庁内資料

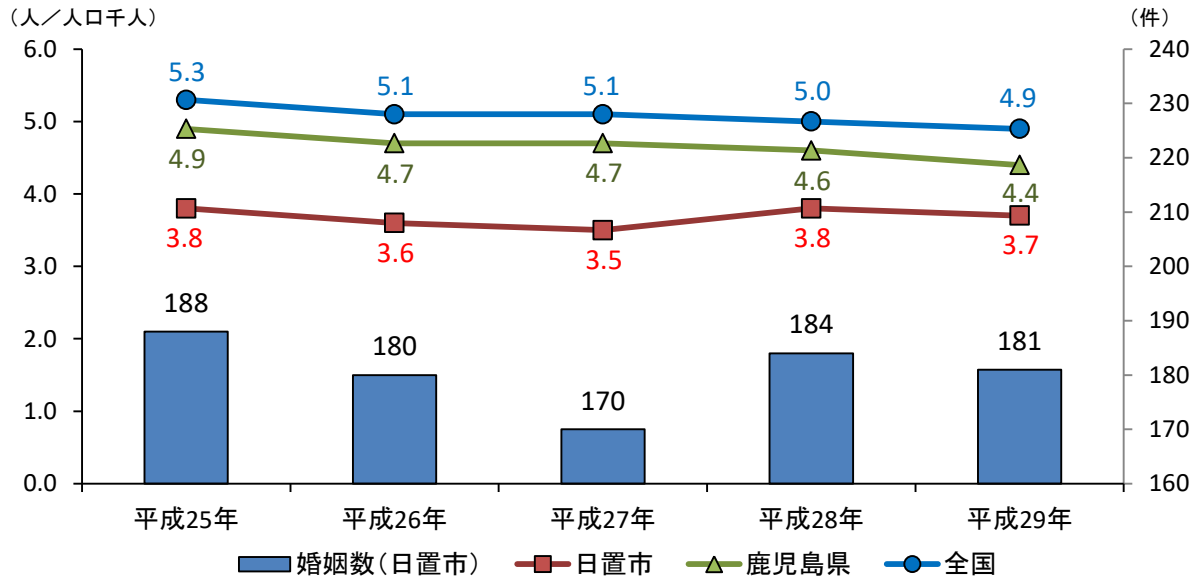
## 2. 子育てを取り巻く家庭の状況

### (1) 婚姻率・婚姻数の推移

婚姻率は平成 29 年で 3.7 人（人口千人対）と県及び国より低くなっています。

婚姻数は平成 27 年以降、僅かに増加傾向となっています。

■市・県・国の婚姻率と市の婚姻数



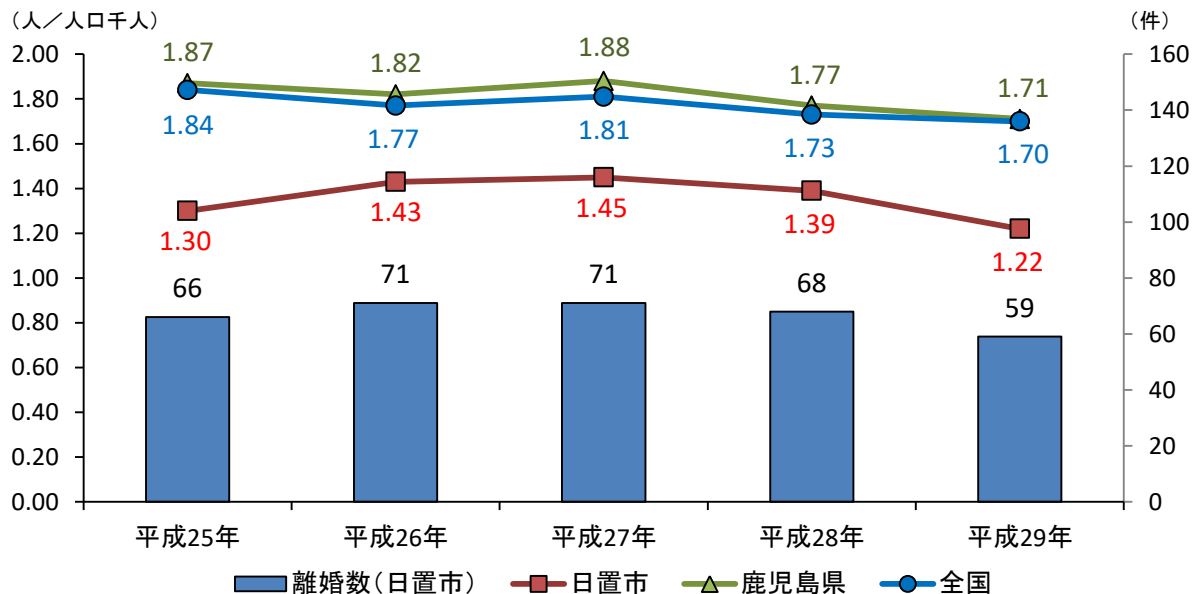
【資料】国勢調査・鹿児島県人口動態調査・厚生労働省人口動態統計

### (2) 離婚率・離婚数の推移

離婚率は平成 29 年で 1.22 人（人口千人対）と県及び国より低くなっています。

離婚数は平成 27 年以降、減少傾向となっています。

■市・県・国の離婚率と市の離婚数



【資料】国勢調査・鹿児島県人口動態調査・厚生労働省人口動態統計

### (3) 女性の就労状況の推移

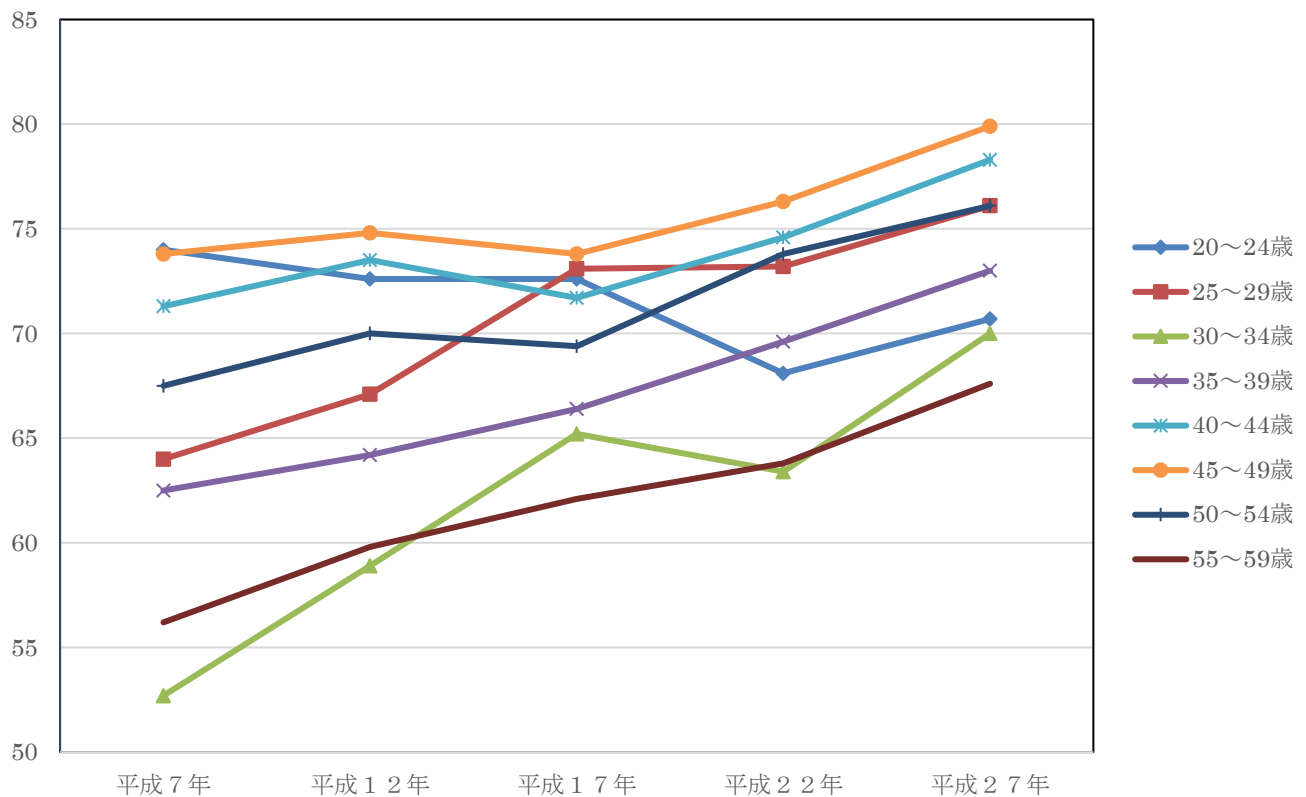
女性の就労状況は、平成 17 年と比較すると、平成 27 年はほとんどの年次で就業率が約 7 割以上と高くなっています。特に「25～29 歳」（平成 7 年対比、12.1%増）と、「30～34 歳」（平成 7 年対比、17.3%増）、「35～39 歳」（平成 7 年対比、10.5%増）の就業率が 10%以上の増加がみられています。

女性の年齢帯別就業率の推移

(単位：%)

年次	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年	平成 2 7 年
20～24 歳	74.0	72.6	72.6	68.1	70.7
25～29 歳	64.0	67.1	73.1	73.2	76.1
30～34 歳	52.7	58.9	65.2	63.4	70.0
35～39 歳	62.5	64.2	66.4	69.6	73.0
40～44 歳	71.3	73.5	71.7	74.6	78.3
45～49 歳	73.8	74.8	73.8	76.3	79.9
50～54 歳	67.5	70.0	69.4	73.8	76.1
55～59 歳	56.2	59.8	62.1	63.8	67.6

【資料】国勢調査



### 3. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ①目的

日置市内の子育て家庭の現状の把握と、サービスの利用希望等を把握し、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する上での量の見込と確保方策等を定めるうえでの基礎資料とする。

##### ②調査期間

平成31年4月5日から平成31年4月24日

##### ③調査対象者

平成31年3月31日現在、日置市に居住している0歳児から5歳児までの子どものいる世帯から、1,000世帯を無作為に抽出。

##### ④調査方法

###### ・小学校就学前の子どもの保護者

保育所・認定こども園・幼稚園の利用者 ⇒ 利用施設を通じて配布し、直接回収。

上記施設の未利用者 ⇒ 郵送にて配布し、郵送にて回収。

##### ⑤回収結果

対象者	配布数 (世帯)	回答数 (世帯)	回答率 (%)
小学校就学前の子どもの保護者	1,000	799	79.9%

## 1. 基本情報

### 1 居住地区別の回答状況

居住地区別の回答状況は、以下のようになっています。

	サンプル数	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	無回答
全体	799 100.0%	166 20.8%	476 59.6%	53 6.6%	84 10.5%	20 2.5%

### 2 年齢別の回答状況

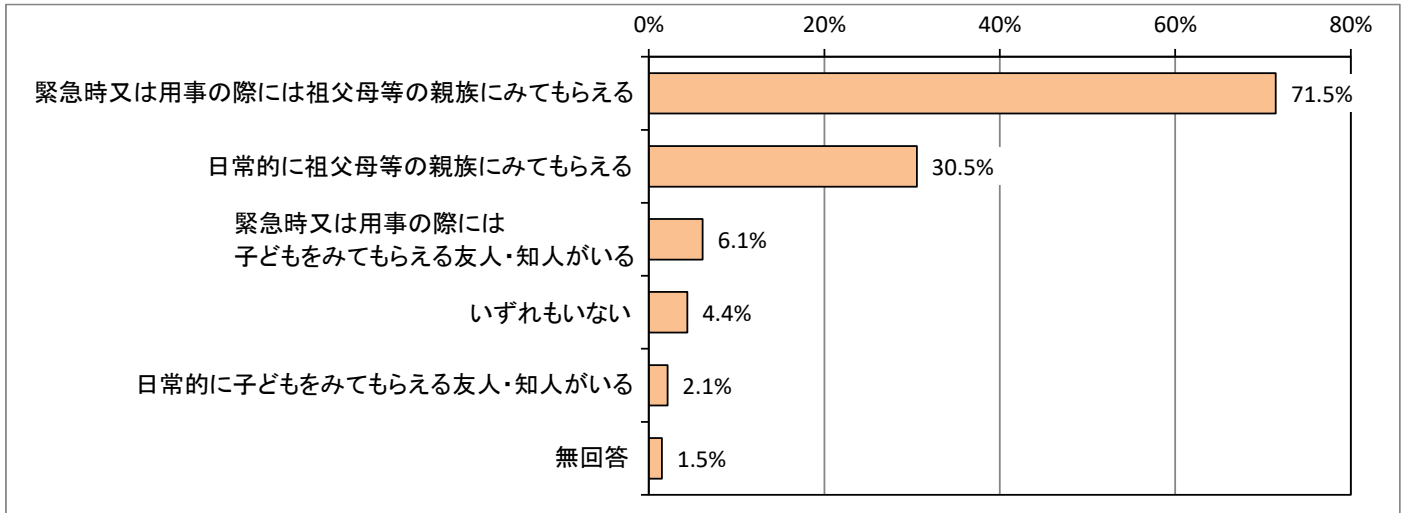
年齢・学年別の回答状況は、以下のようになっています。

	サンプル数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	無回答
未就学児	799 100.0%	86 10.8%	118 14.8%	108 13.5%	151 18.9%	160 20.0%	143 17.9%	21 2.6%	12 1.5%

## 2. お子さんの状況

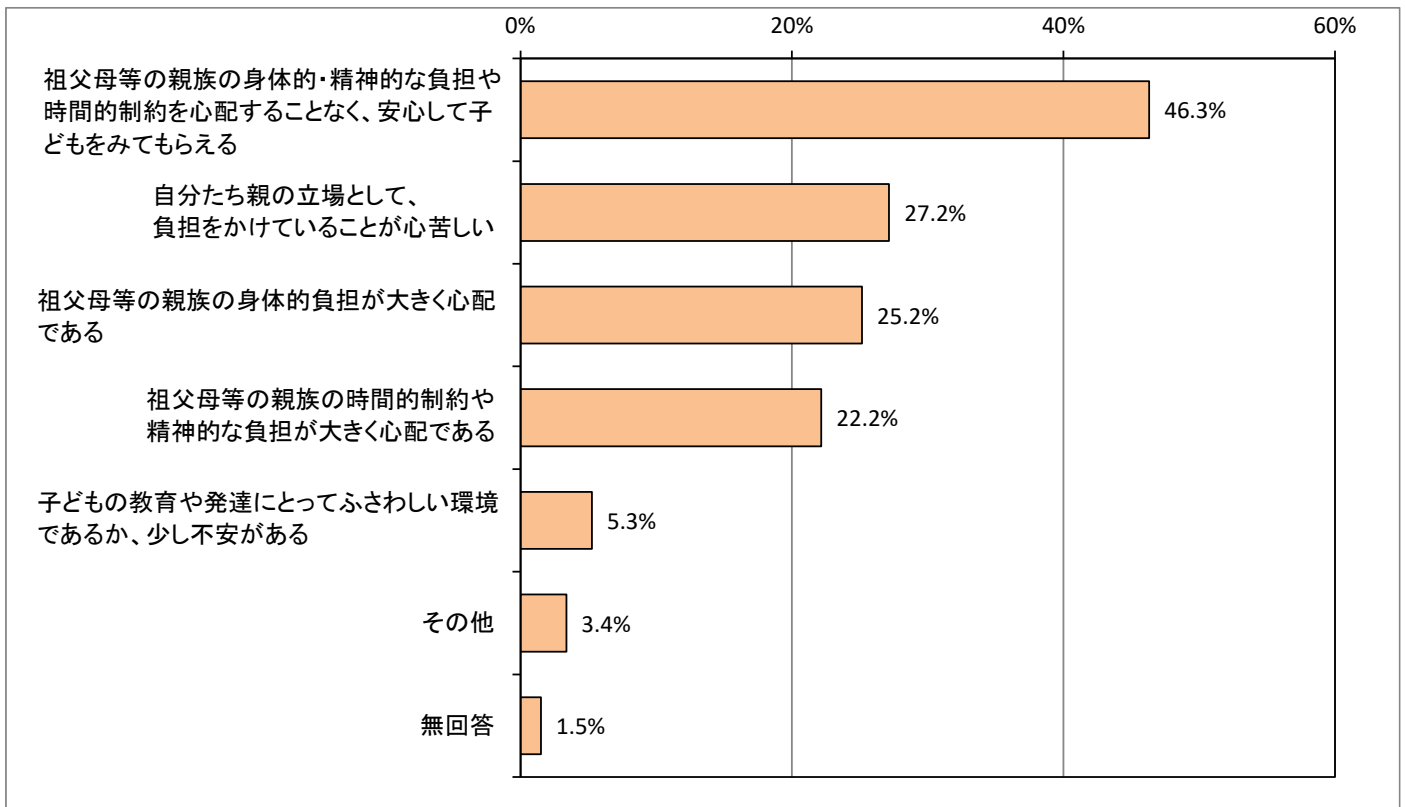
### 3 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時又は、用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が71.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.5%、「緊急時又は用事の際には、子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が6.1%の順となっています。



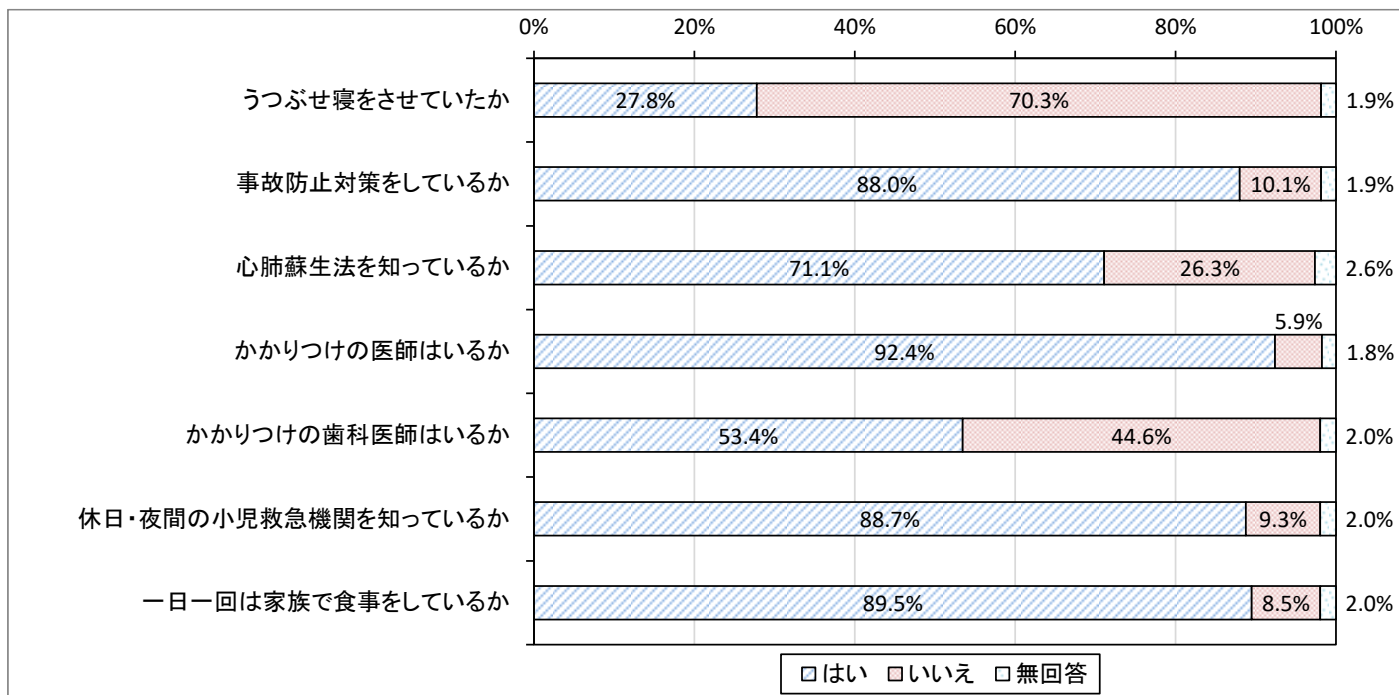
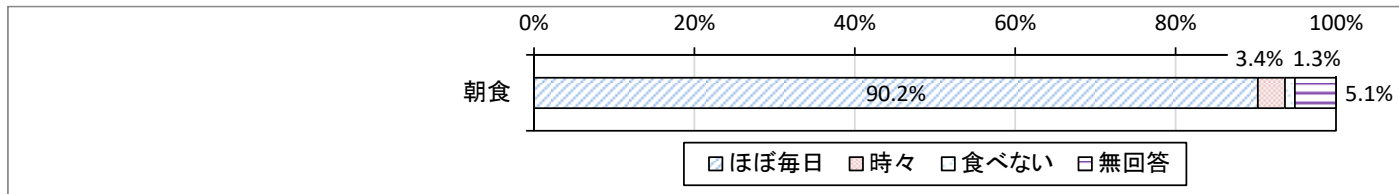
### 4 親族・知人に子どもをみてもらっている状況（複数回答）

親族・知人に子どもをみてもらっている状況は、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が46.3%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が27.2%などの順となっています。



## 5 子どもの生活状況（単数回答）

子どもの生活状況で課題がみられる点では、「かかりつけの歯科医師はいるか」で「いない」が44.6%、「うつぶせ寝をさせていたか」で「はい」が27.8%、「心肺蘇生法を知っているか」で「いいえ」が26.3%などとなっています。

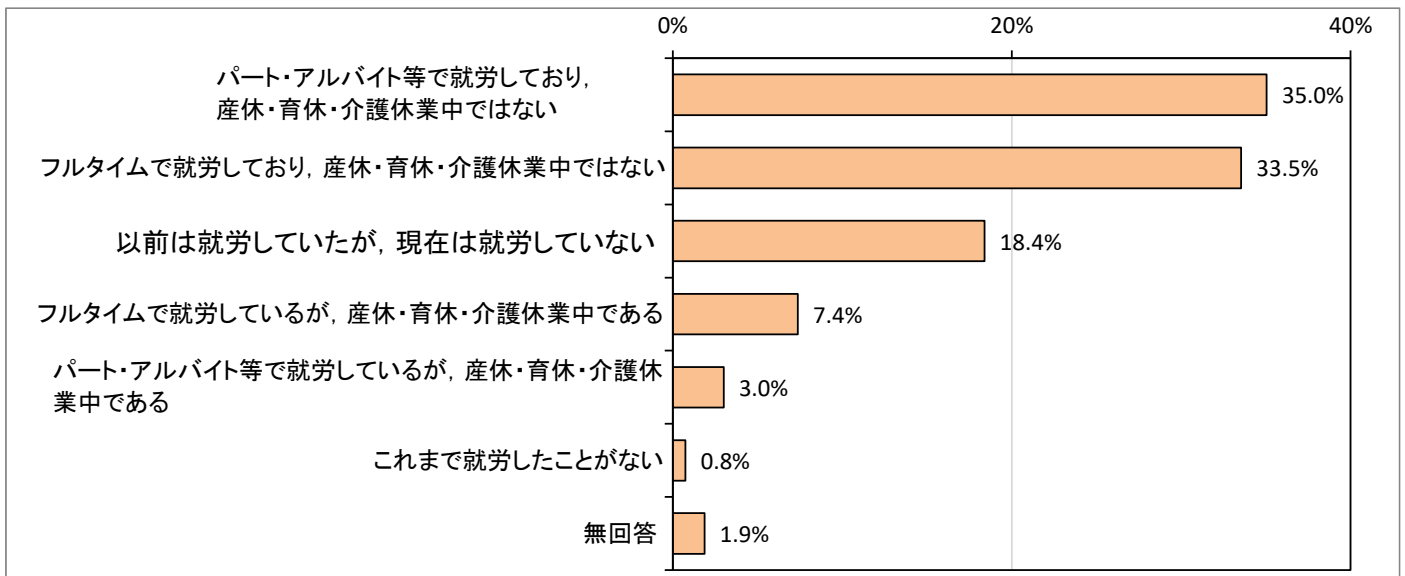




### 3. 両親の状況

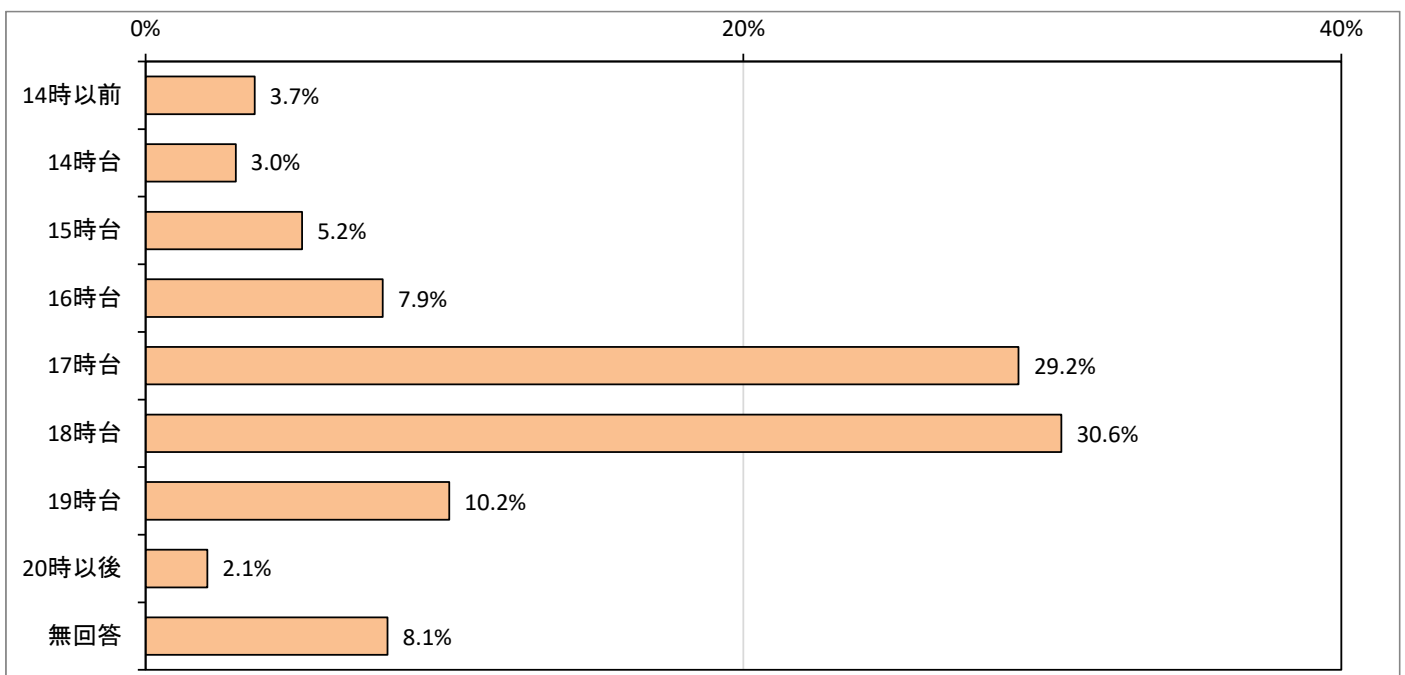
#### 6 現在の就労状況【母親】（単数回答）

母親の現在の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.4%などの順となっています。



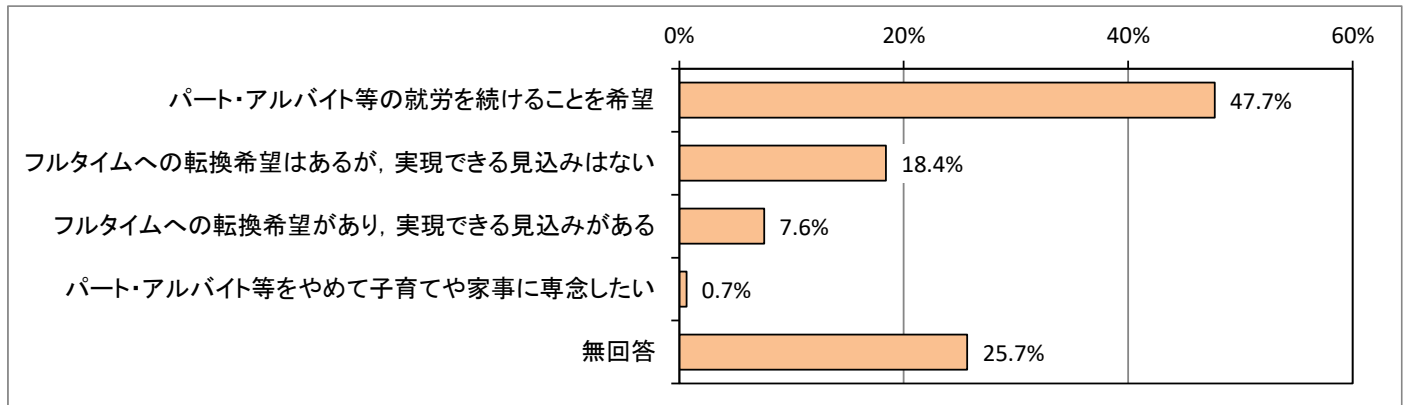
#### 7 帰宅時刻（母親）（単数回答）

母親の帰宅時刻は、「18時台」が30.6%と最も高く、次いで「17時台」が29.2%、「19時台」が10.2%などの順となっています。



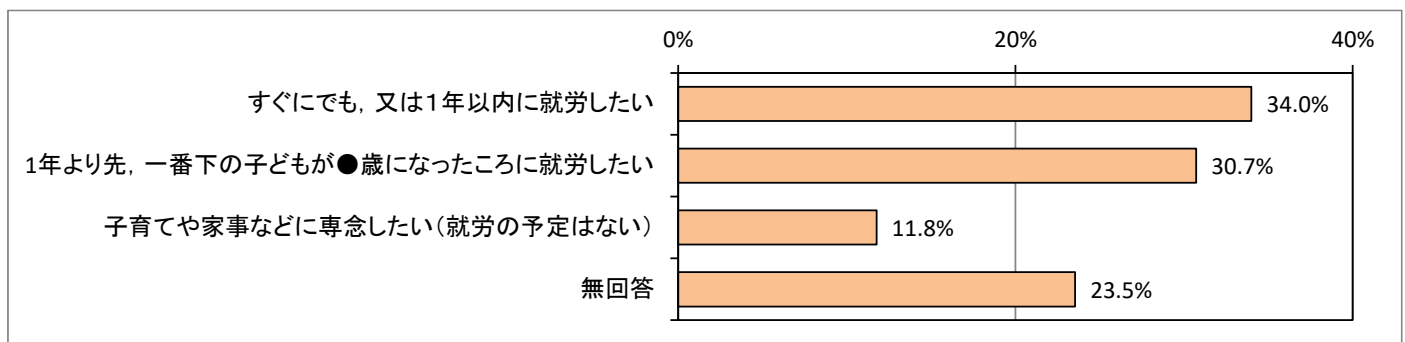
## 8 フルタイムへの転換希望【母親】（単数回答）

母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」47.7%が最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が18.4%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.6%などの順となっています。



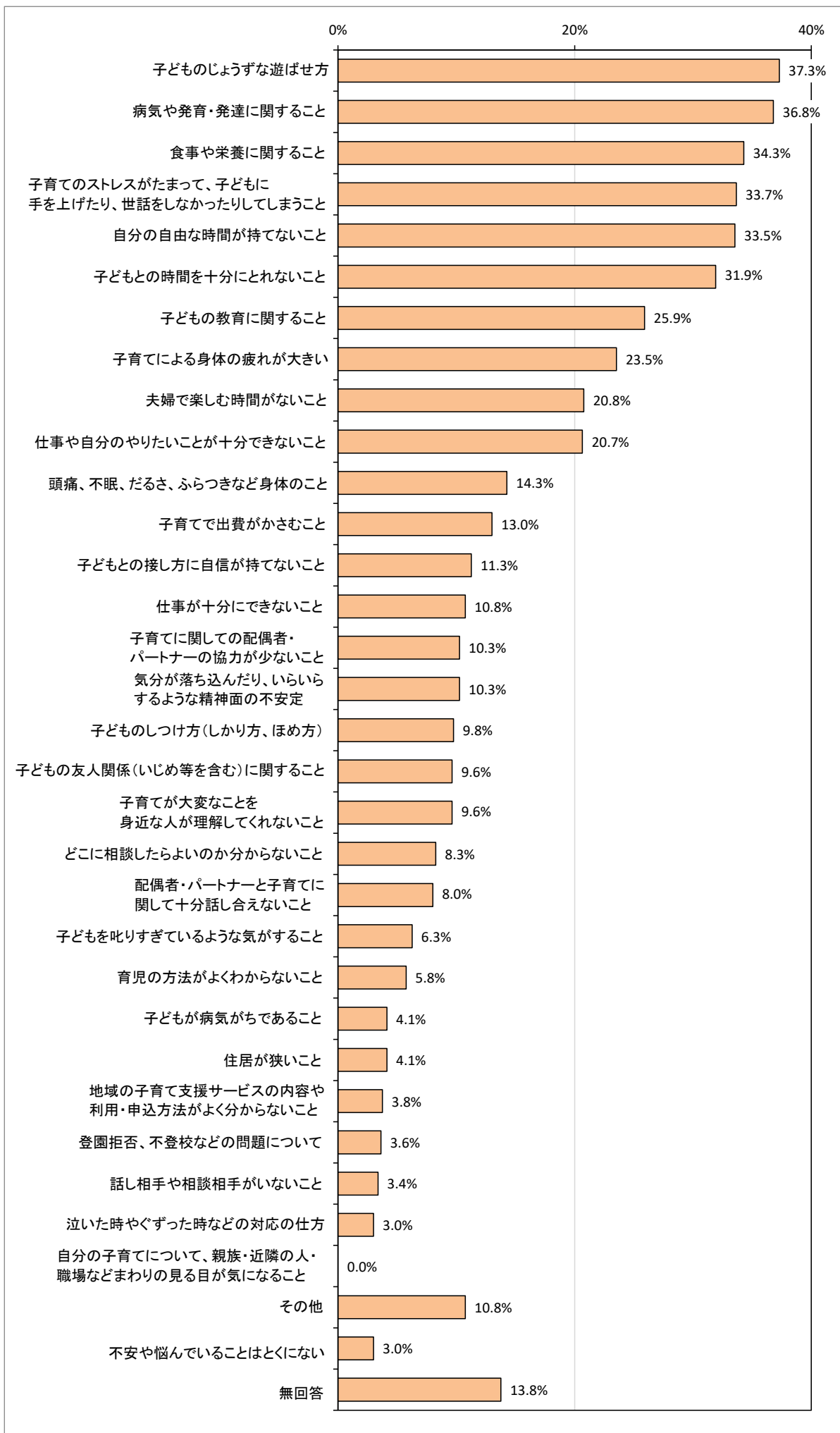
## 9 現在就労していない母親の就労意向【母親】（単数回答）

現在就労していない母親の就労意向については、「すぐにでも、又は1年以内に就労したい」が34.0%、次いで「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」が30.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が11.8%の順となっています。



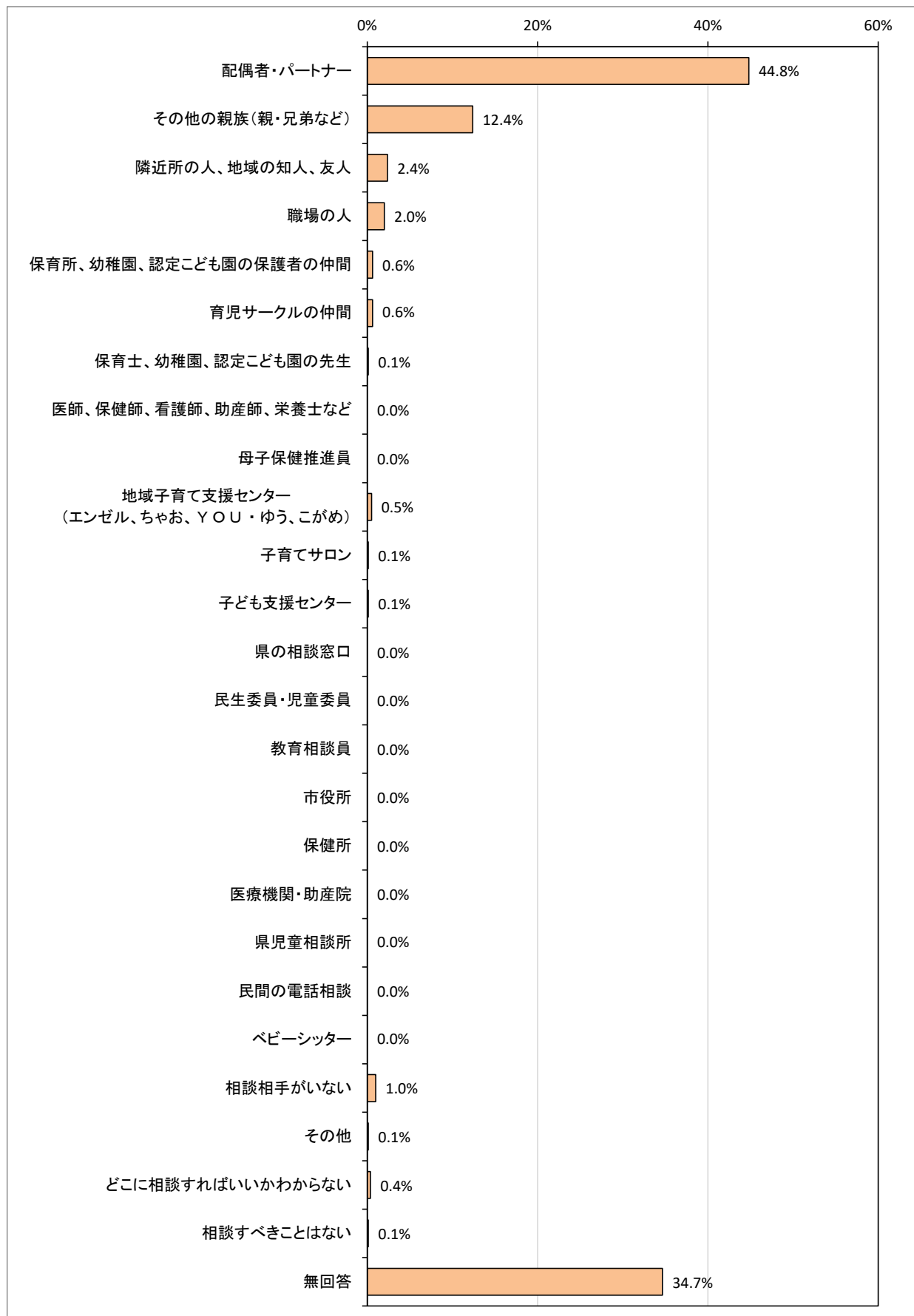
## 10 子育て等に関して日常悩んでいること（複数回答）

子育てで悩んでいること・気になることは、「子どものじょうずな遊ばせ方」が37.3%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が36.8%、「食事や栄養に関すること」が34.3%などの順となっています。



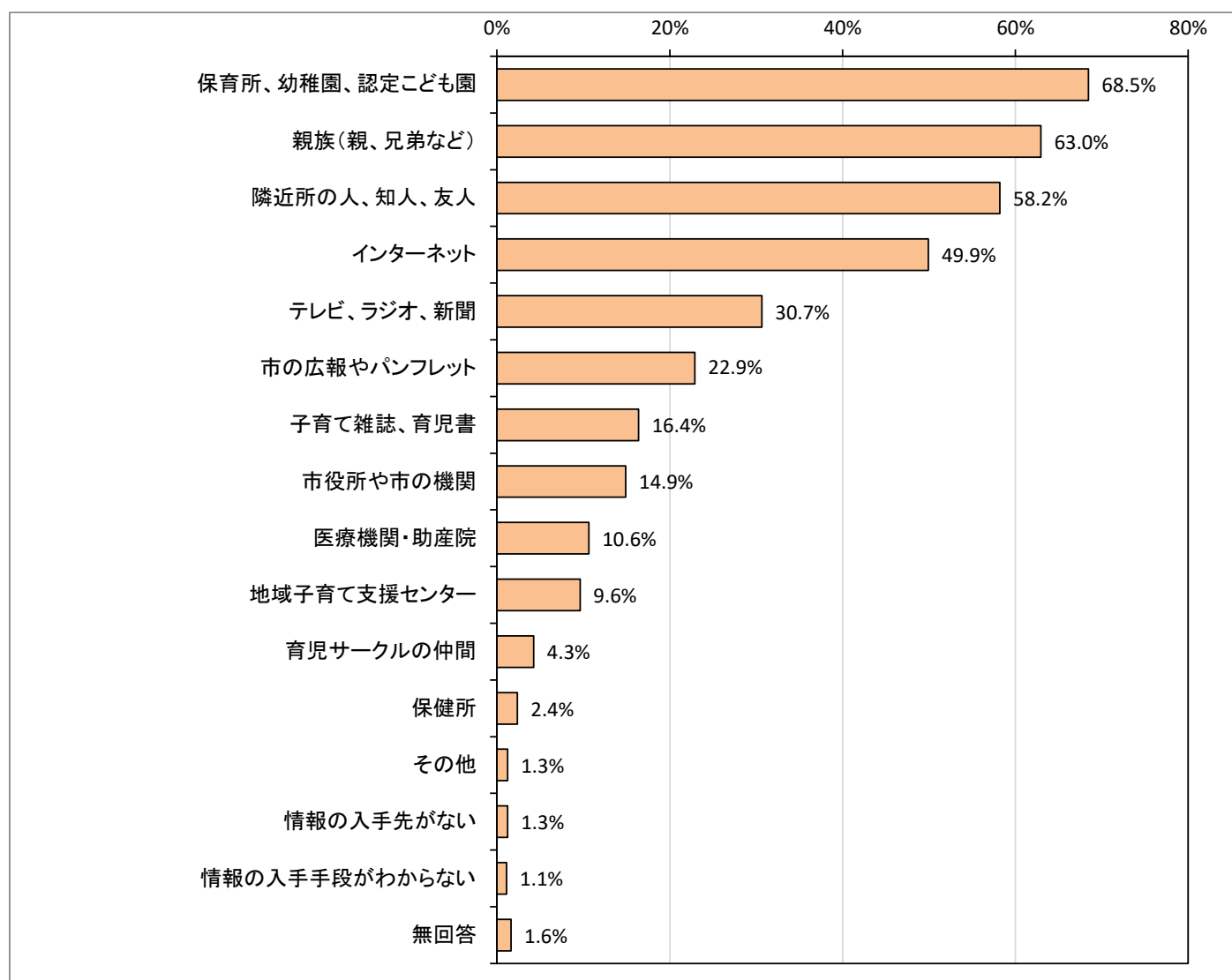
## 1 1 悩みを相談している相手（複数回答）

悩みを相談している相手は、「配偶者・パートナー」が44.8%と最も高く、次いで「その他の親族（親・兄弟など）」が12.4%、隣近所の人、地域の知人、友人が2.4%の順となっています。



## 12 子育てに関する情報の入手方法（複数回答）

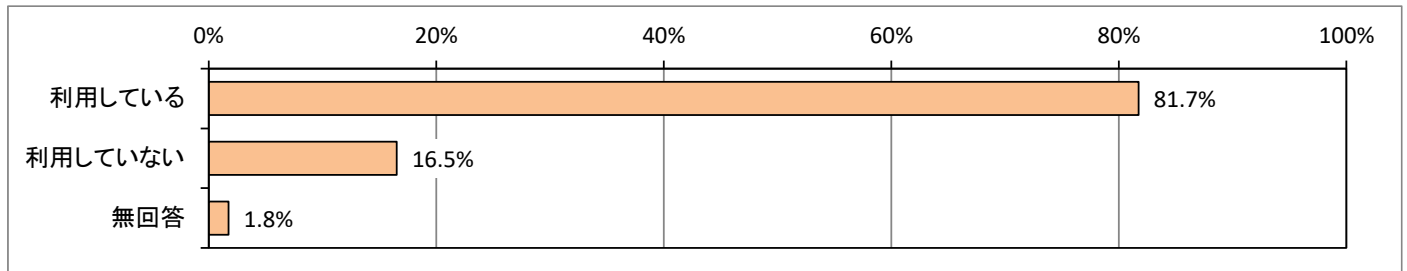
子育てに関する情報の入手方法は、「保育所、幼稚園、認定こども園」が68.5%と最も高く、次いで「親族（親、兄弟など）」が63.0%、「隣近所の人、知人、友人」が58.2%などの順となっています。



## 4. 教育・保育の事業に関する状況

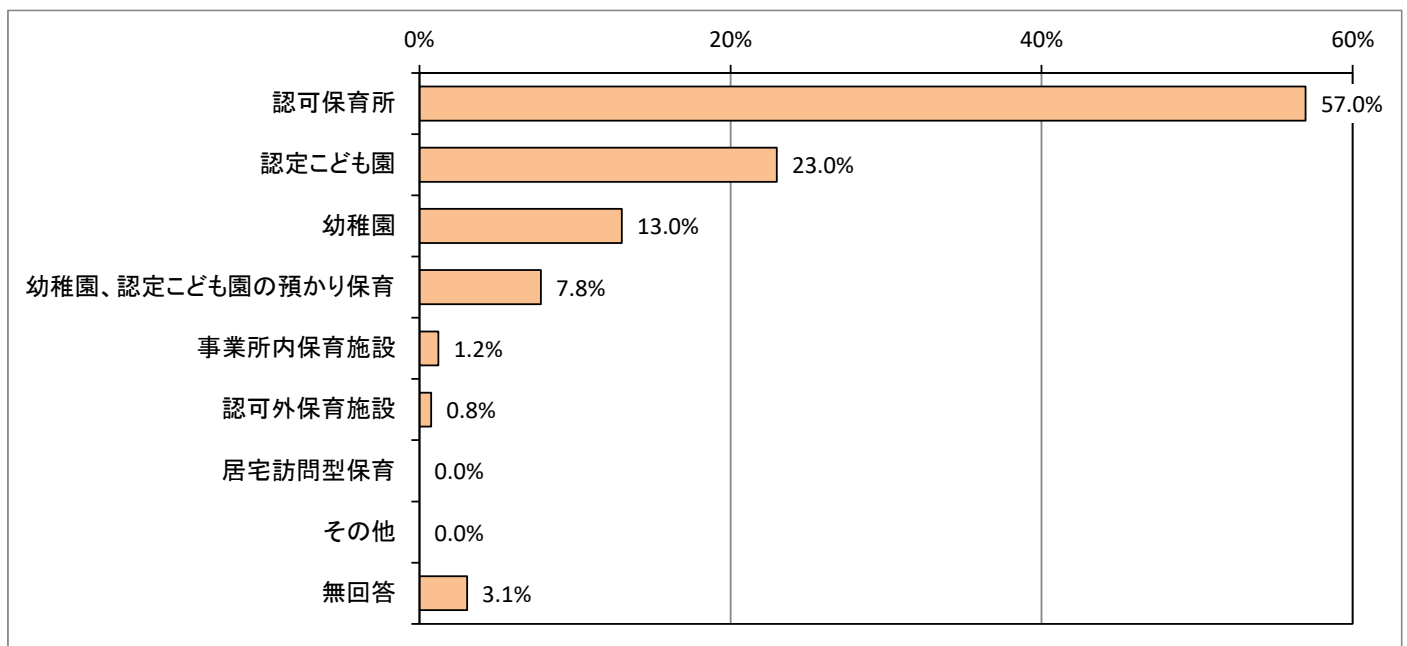
### 1 3 保育所・認定こども園・幼稚園等の利用の有無（単数回答）

保育所・認定こども園・幼稚園等の利用の有無については、「利用している」が81.7%、「利用していない」が16.5%となっています。



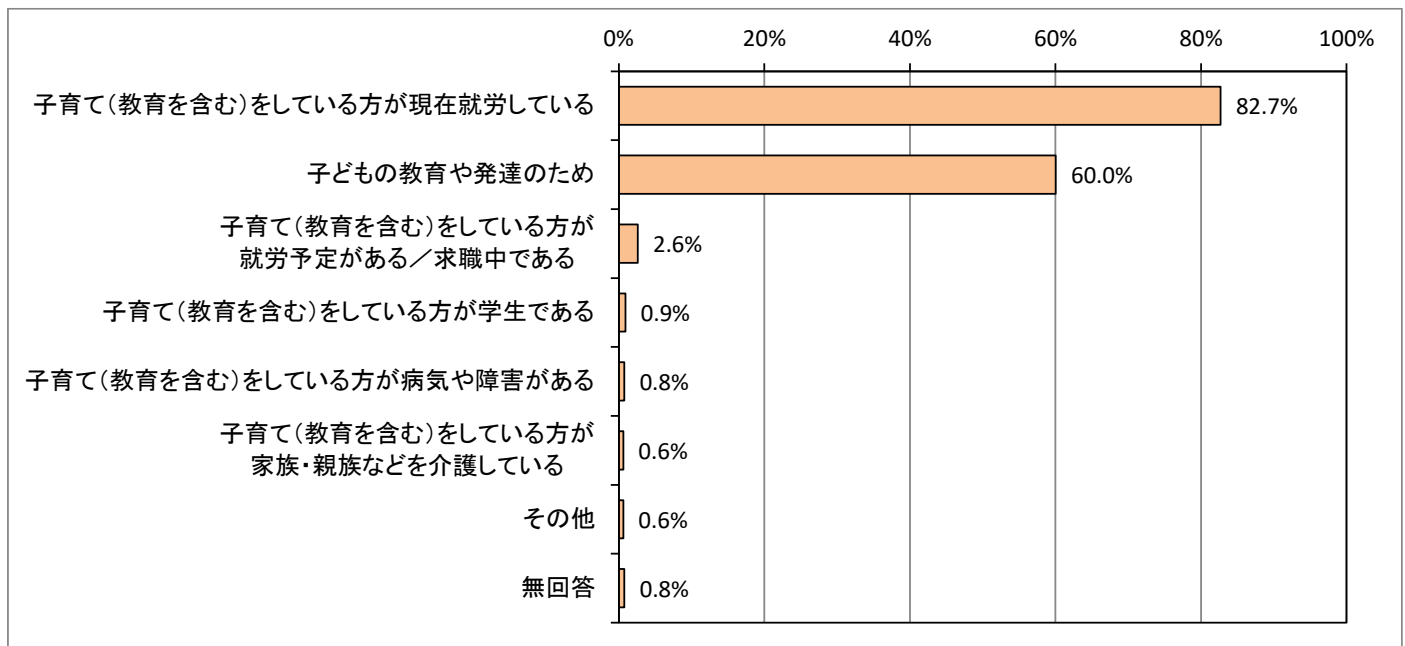
### 1 4 定期的に利用している事業（複数回答）

定期的に利用している事業は、「認可保育所」が54.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が23.0%などの順となっています。



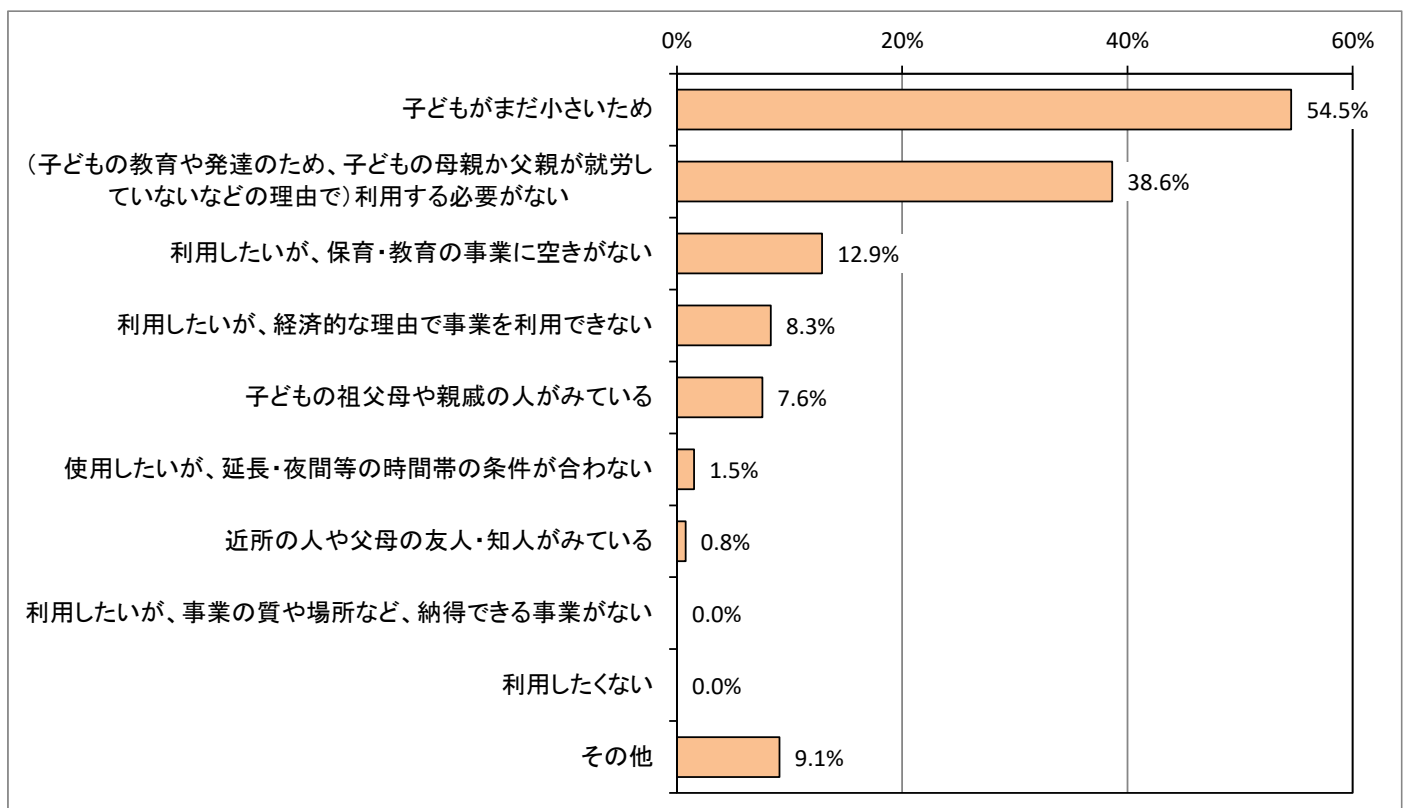
## 1 5 定期的に事業を利用している理由（複数回答）

定期的に事業を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 82.7%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 60.0%などの順となっています。



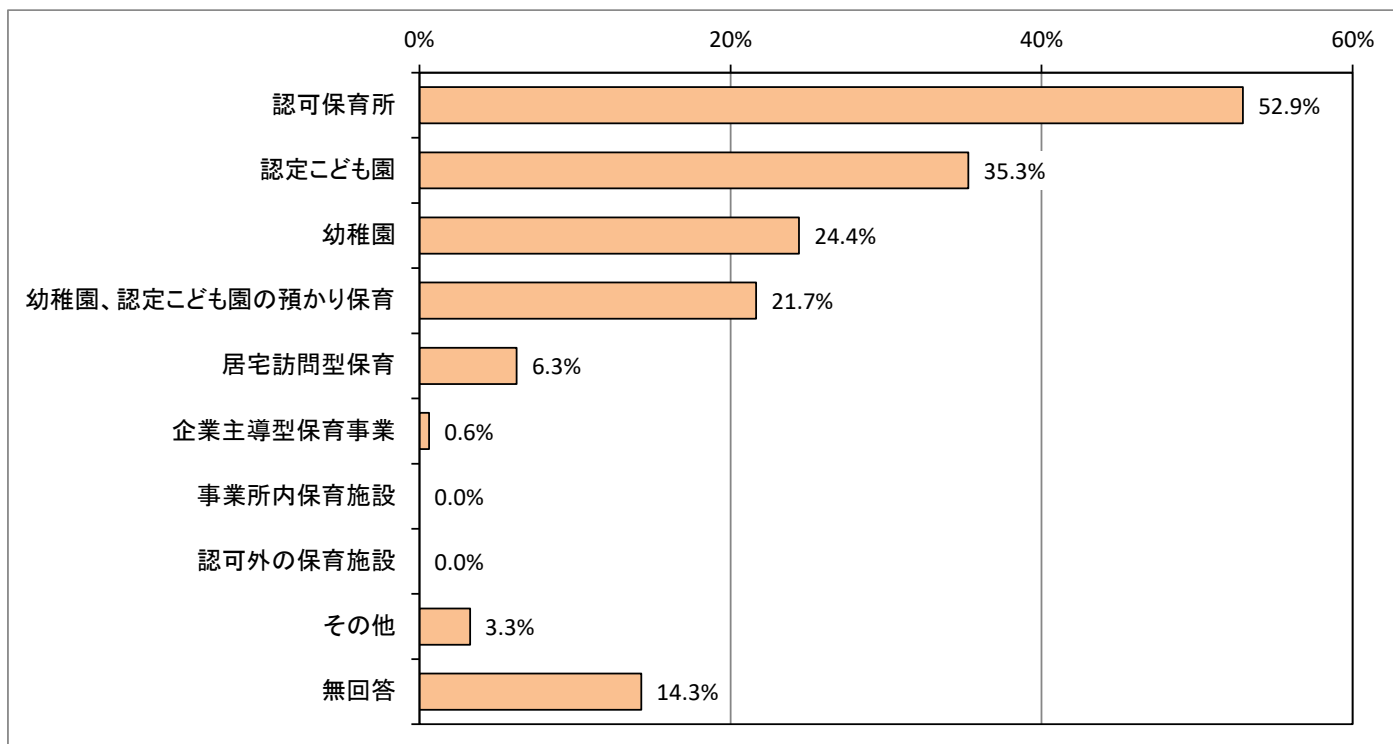
## 1 6 定期的に事業を利用していない理由（複数回答）

定期的に事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 54.5%と最も高く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が 38.6%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が 12.9%などの順となっています。



### 17 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）

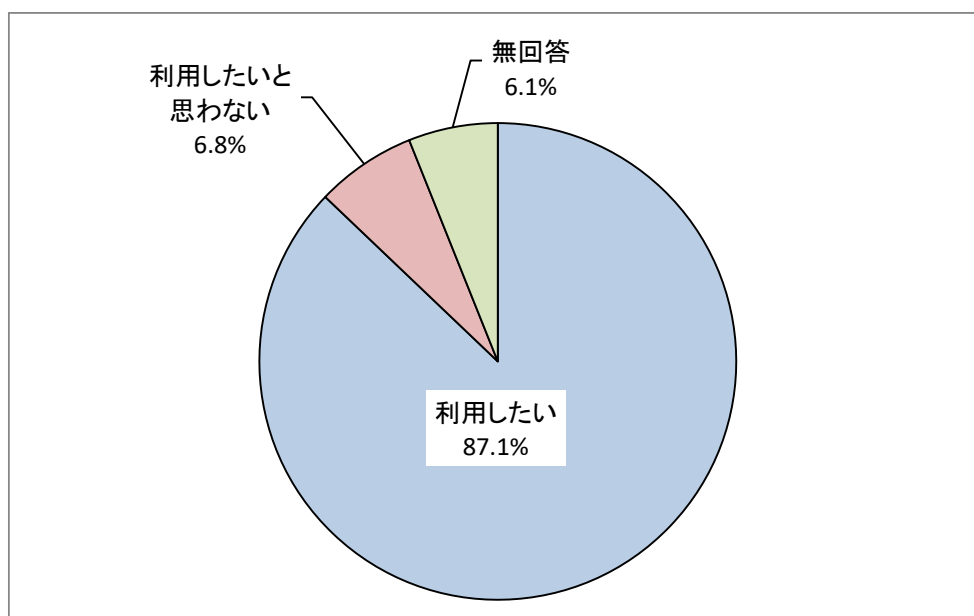
利用したい定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が52.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が35.3%、「幼稚園」が24.4%、「幼稚園、認定こども園の預かり保育」が21.7%などの順となっています。



### 18 3歳児以上の無償化が開始した場合に利用したいと思うか（単数回答）

※現在、教育・保育の事業を利用していない方を対象に調査

3歳児以上の無償化が開始した場合に利用したいと思うかは、「利用したい」が87.1%、「利用したいと思わない」が6.8%となっています。

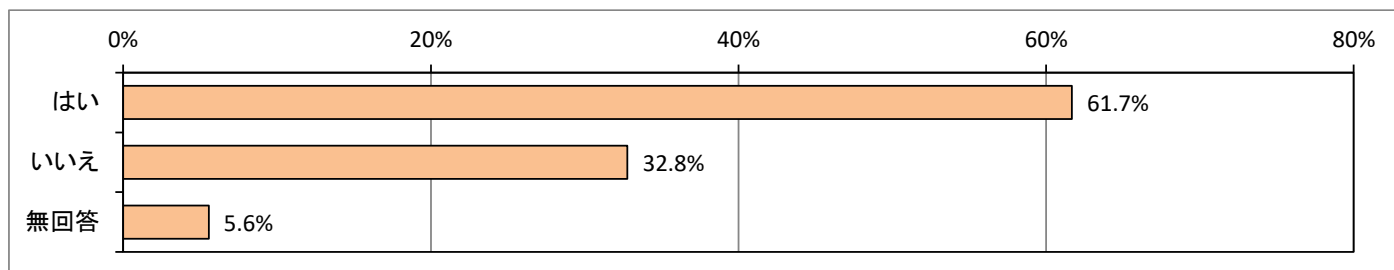




## 19 幼稚園の優先利用希望（単数回答）

「定期的に」利用したいと考える事業において、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「幼稚園、認定こども園の預かり保育」を回答し、かつそれ以外の事業も利用したいと回答した人を対象。

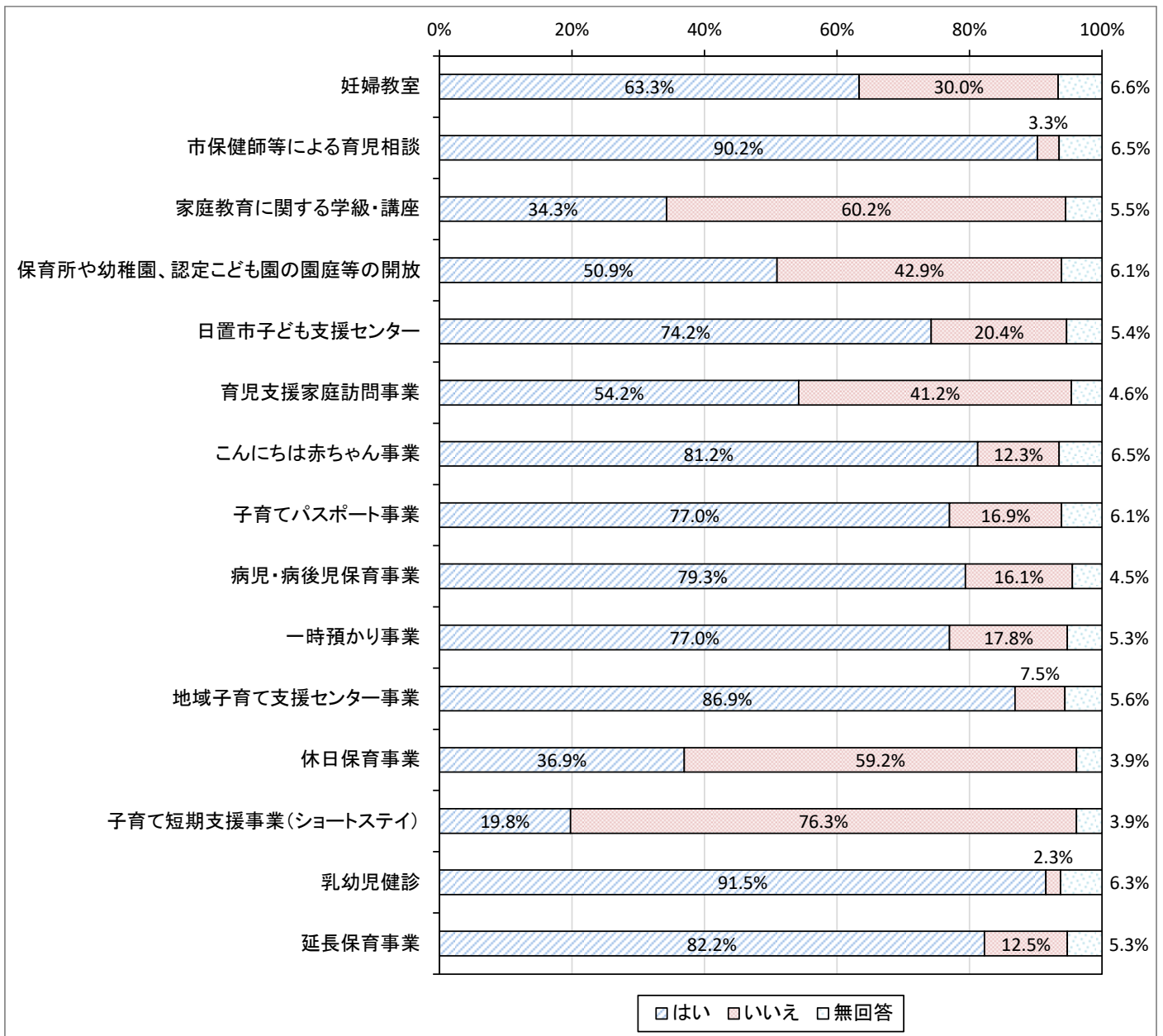
特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望するかは、「はい」が61.7%、「いいえ」が32.8%であった。



## 5. 地域・子ども子育て支援事業に関する状況

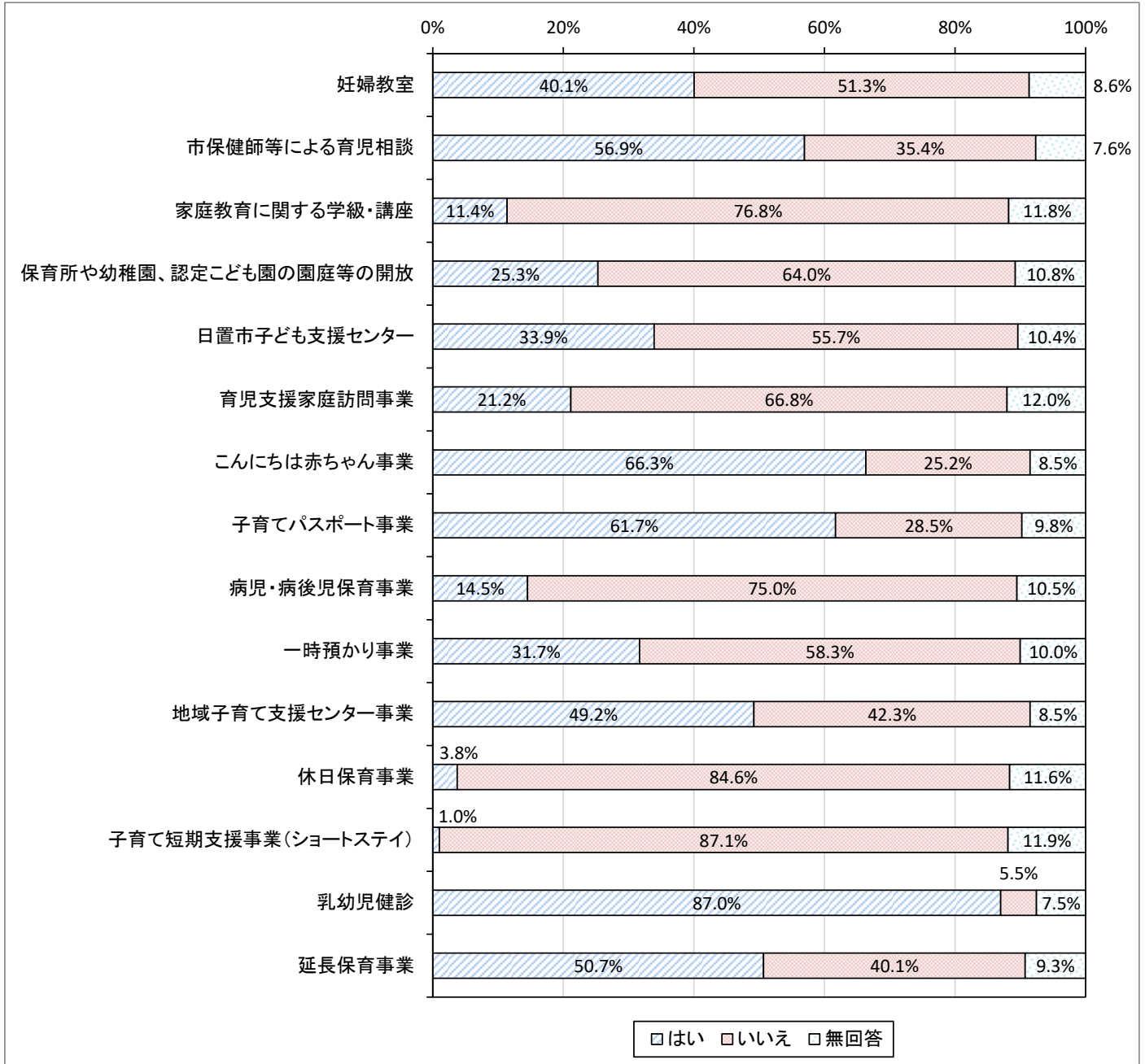
### 20 事業の認知度（複数回答）

事業の認知度は、「乳幼児健診」や「市保健師等による育児相談」、「地域子育て支援センター事業」などの認知度は高く、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」や「家庭教育に関する学級・講座」、「休日保育事業」などは低くなっています。



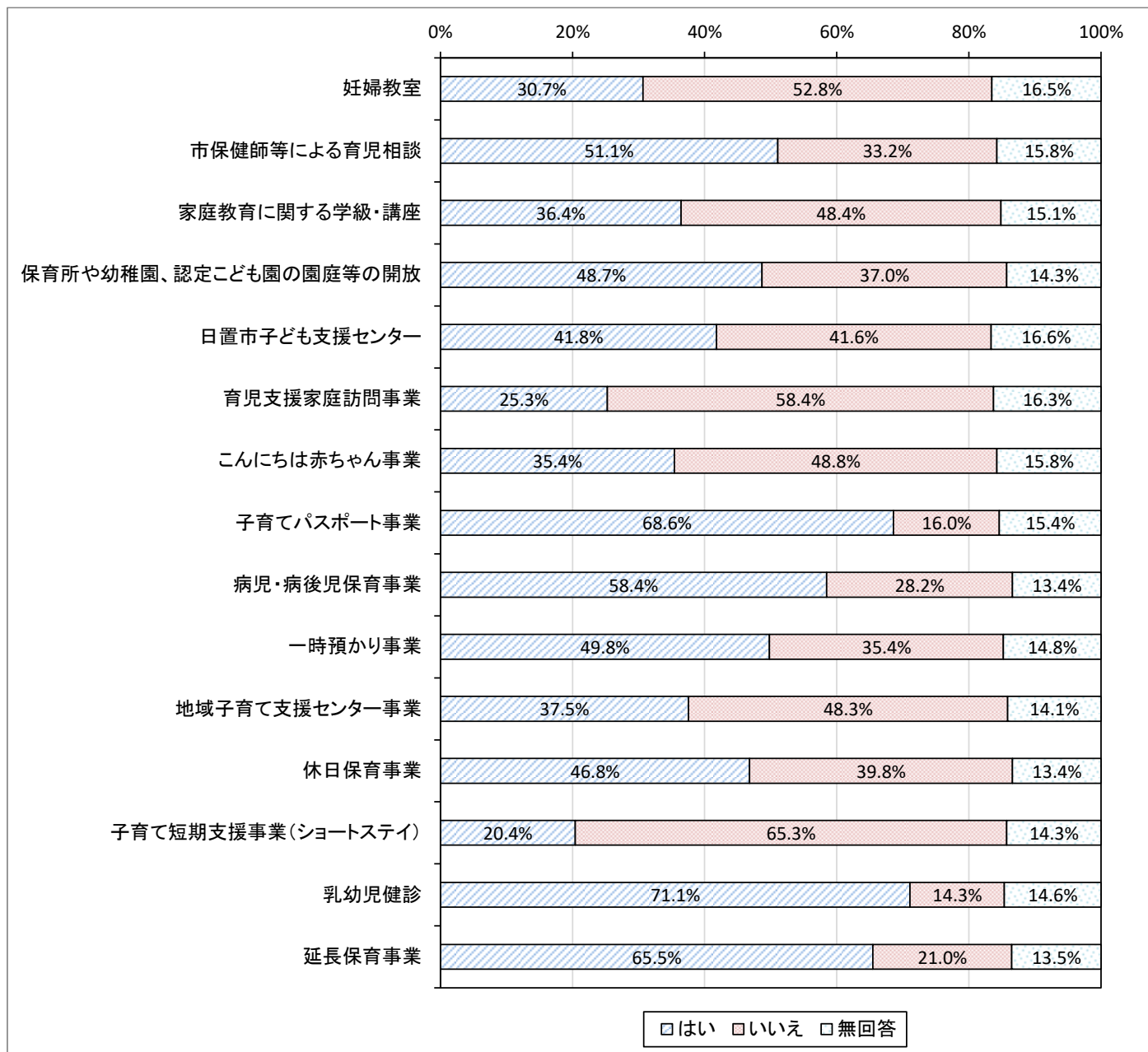
## 2 1 事業の利用状況（複数回答）

事業の認知度は、「乳幼児健診」や「こんにちは赤ちゃん事業」、「子育てパスポート事業」などの利用状況は高く、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」や「休日保育事業」、「家庭教育に関する学級・講座」などは低くなっています。



## 2 2 事業の利用希望（単数回答）

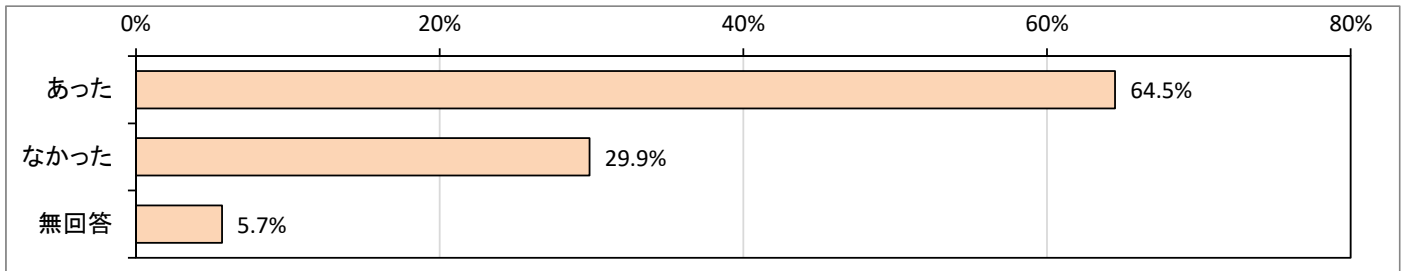
事業の利用希望は、「乳幼児健診」や「子育てパスポート事業」、「延長保育事業」などの利用希望は高く、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」や「育児支援家庭訪問事業」、「こんにちは赤ちゃん事業」などは低くなっています。



## 6. 病児保育の事業に関する状況

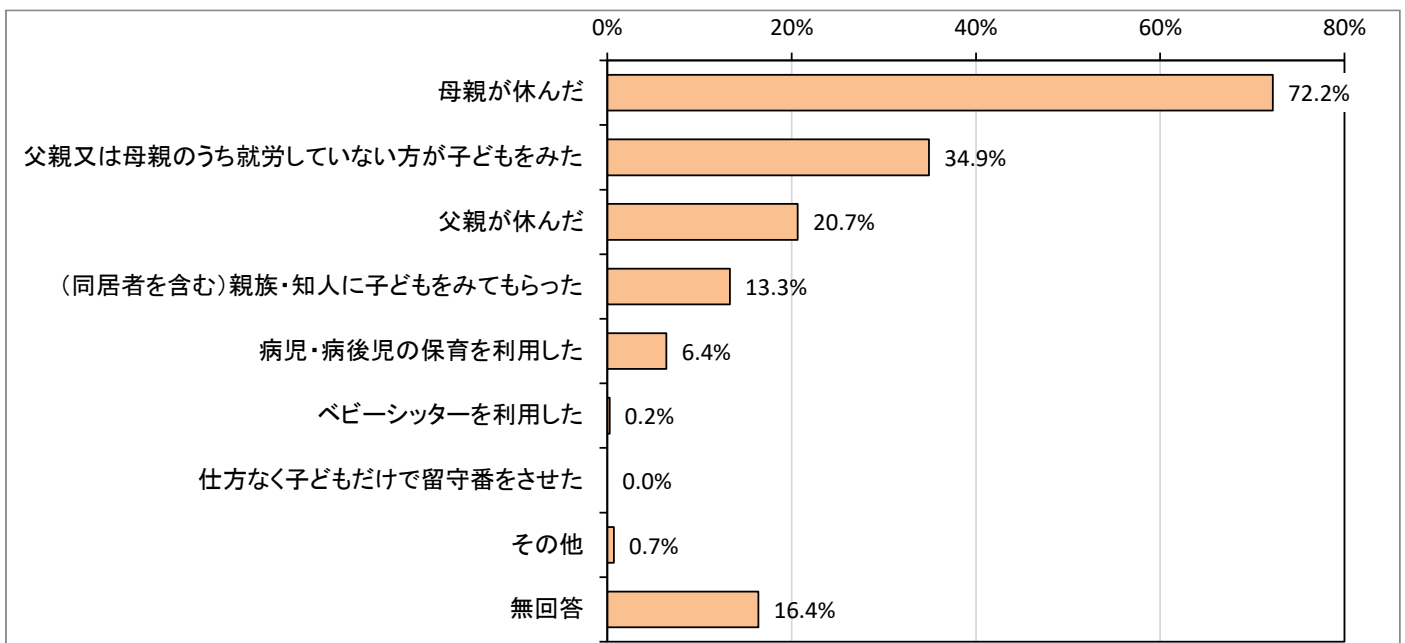
### 2 3 子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことの有無（単数回答）

子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が64.5%で、「なかった」が29.9%となっています。



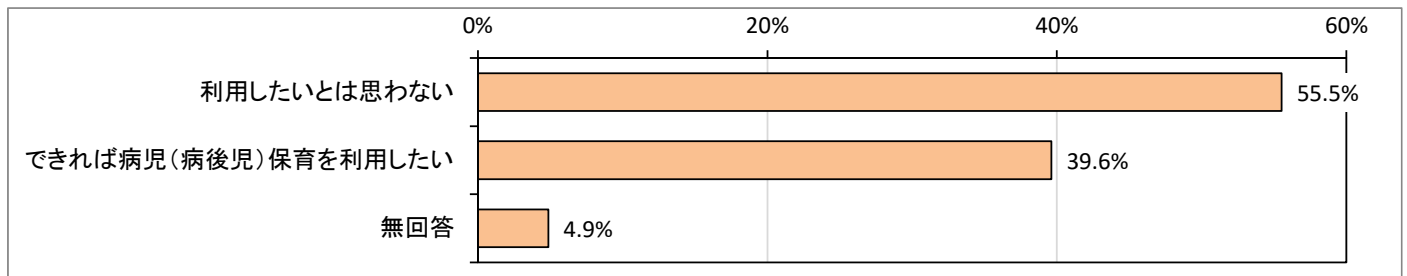
### 2 4 病気やケガで事業が利用できなかった時の対応（複数回答）

病気やケガで事業が利用できなかった時の対応は、「母親が休んだ」が72.2%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が34.9%、「父親が休んだ」が20.7%などの順となっています。



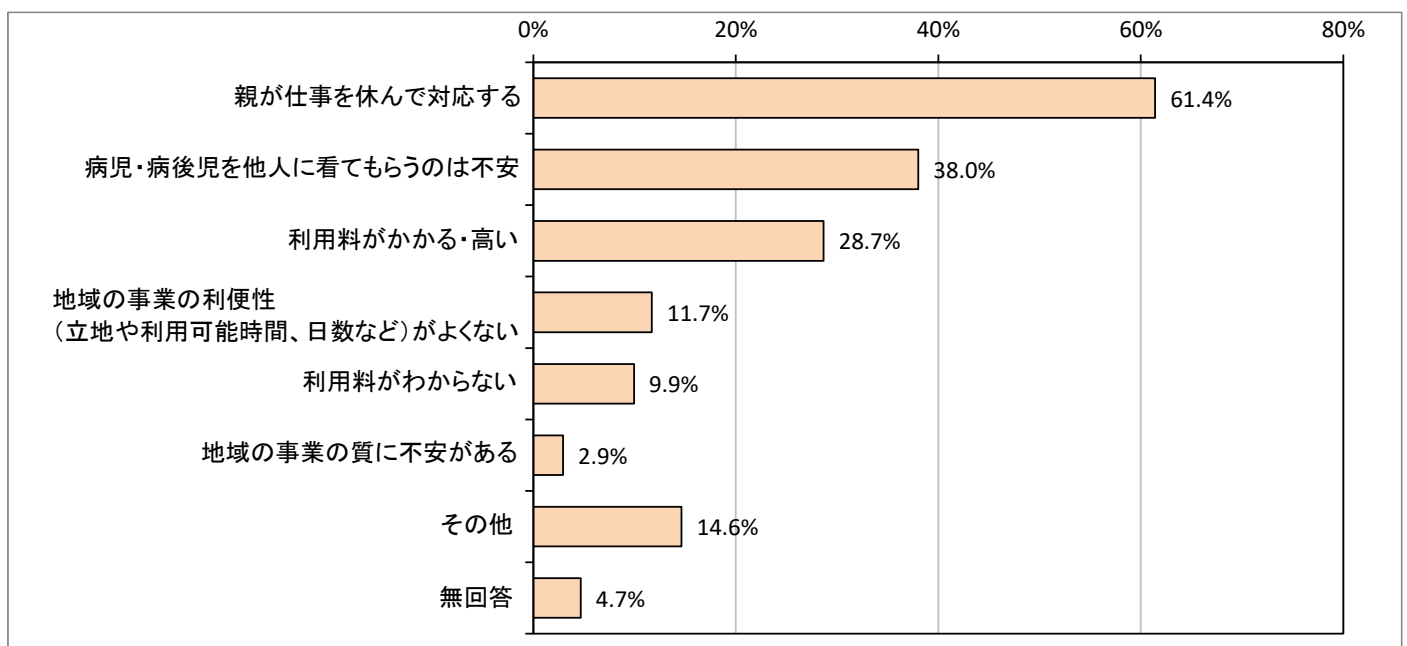
## 25 病児・病後児のための保育施設等の利用意向（単数回答）

病児・病後児のための保育施設等の利用意向は、「利用したいと思わない」が 55.5%、「できれば病児（病後児）保育を利用したい」が 39.6%となっています。



## 26 病児・病後児保育施設を利用したくない理由（複数回答）

病児・病後児保育施設を利用したくない理由は、「親が仕事を休んで対応する」が 61.4%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 38.0%、「利用料がかかる・高い」が 28.7%などの順となっています。

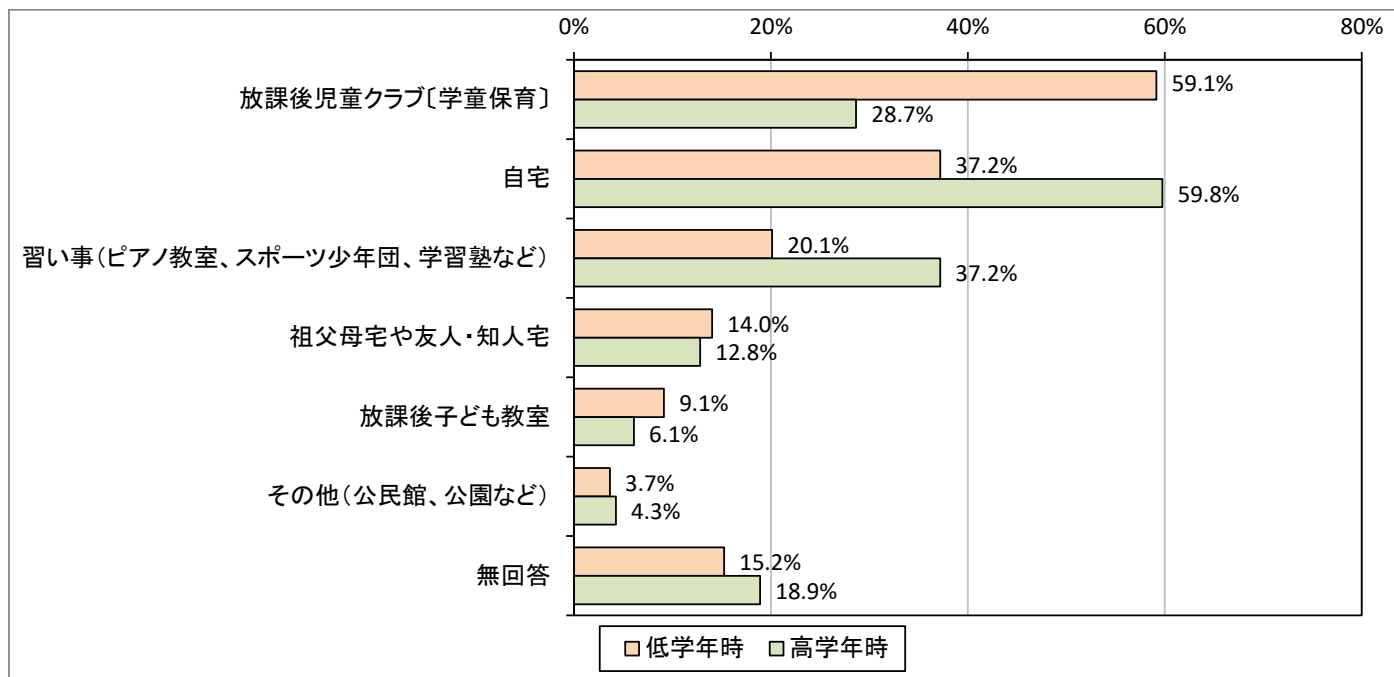


## 7. 放課後等健全育成事業に関する状況

### 27 小学校（低学年・高学年）に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

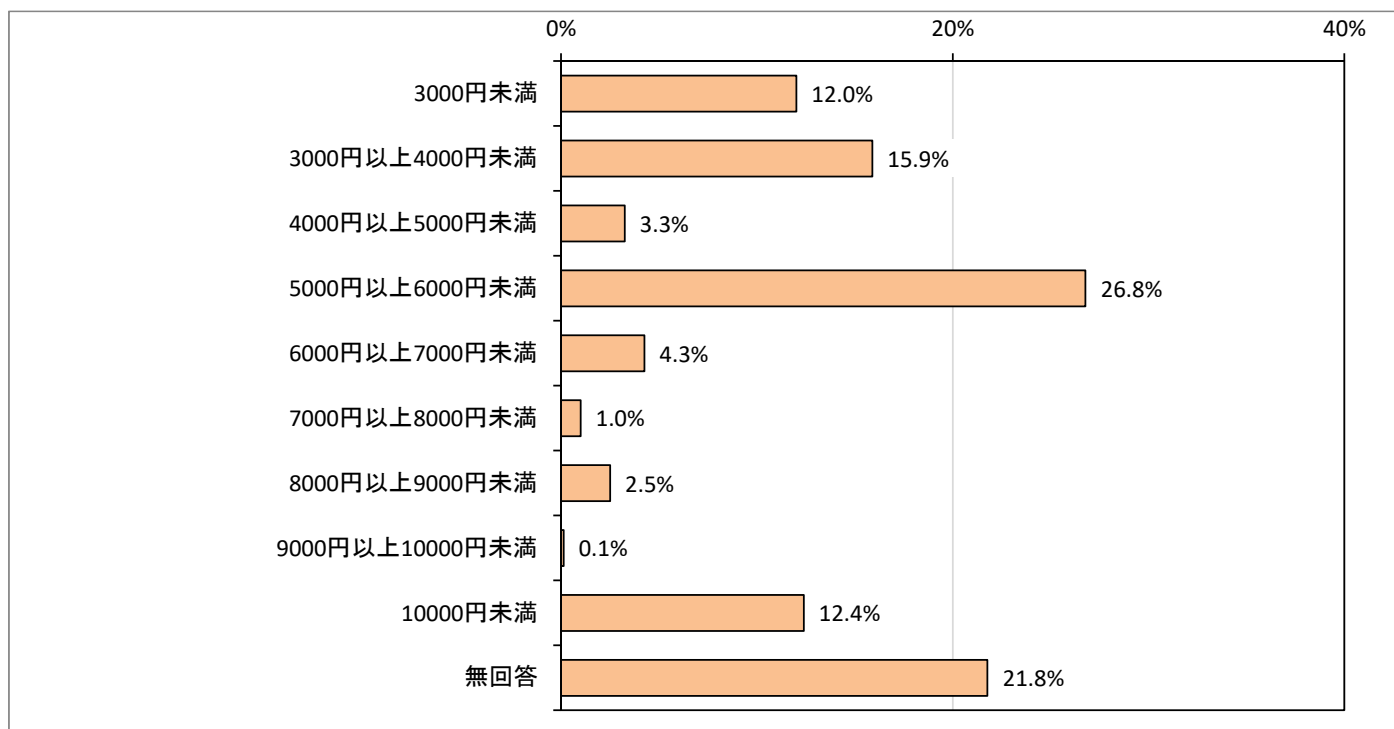
小学校（低学年・高学年）に放課後過ごさせたい場所は、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が59.1%が最も高く、次いで「自宅」が37.2%、「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が20.1%の順となっています。

高学年では「自宅」が59.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が37.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が28.7%の順となっています。



### 28 放課後児童クラブの利用限度額（単数回答）

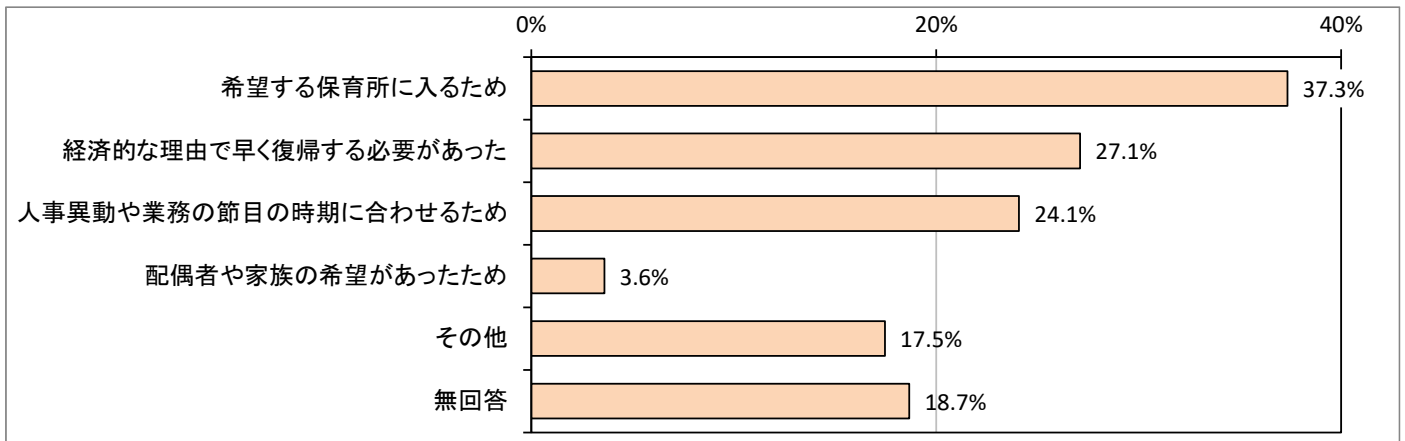
放課後児童クラブの利用料について月額いくらまでなら利用するかは、「5,000円以上6,000円未満」が26.8%と最も高く、次いで「3,000円以上4,000円未満」が15.9%の順となっています。



## 8. 育児休業に関する状況

### 29 希望より早く職場復帰した理由【母親】（複数回答）

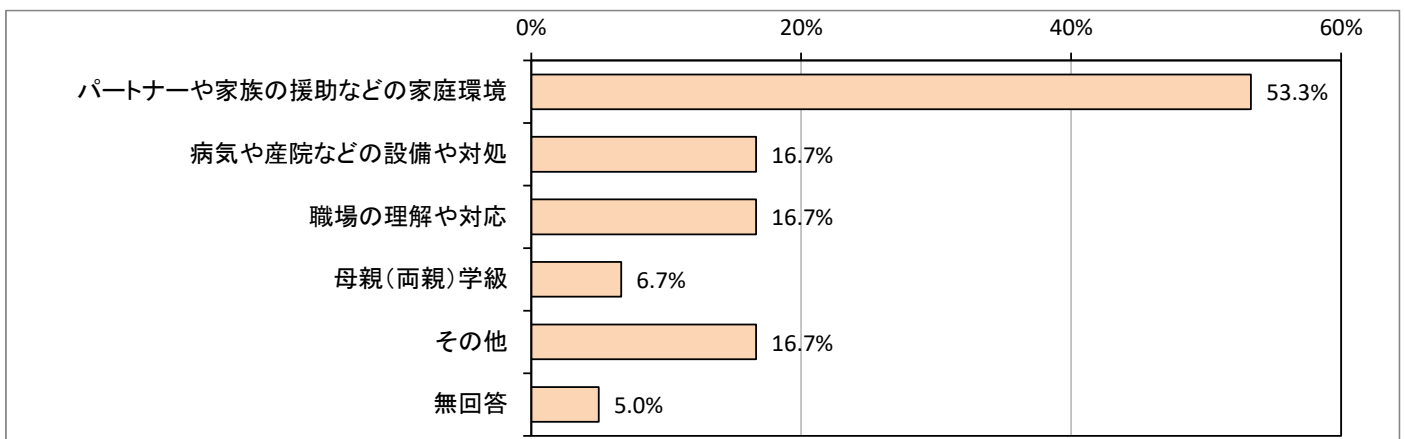
希望より早く職場復帰した理由【母親】は、「希望する保育所に入るため」が37.3%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」が27.1%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が24.1%などの順となっています。



## 9. 妊娠出産の状況

### 30 妊娠出産で満足できなかったこと（複数回答）

妊娠出産で満足できなかったことは、「パートナーや家族の援助などの家庭環境」が53.3%と最も高くなっています。

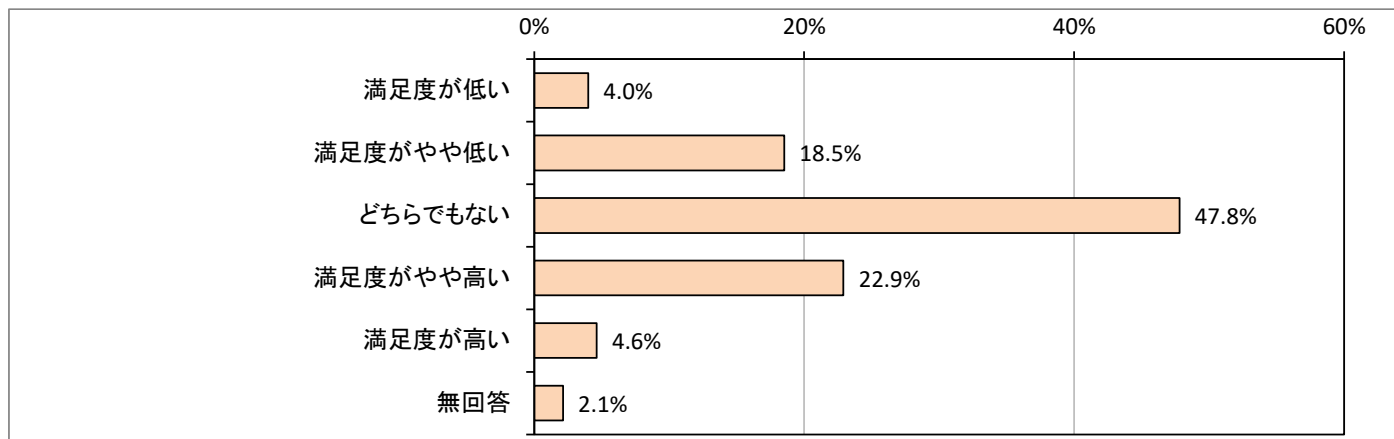




## 10. 地域と子育てに関する状況

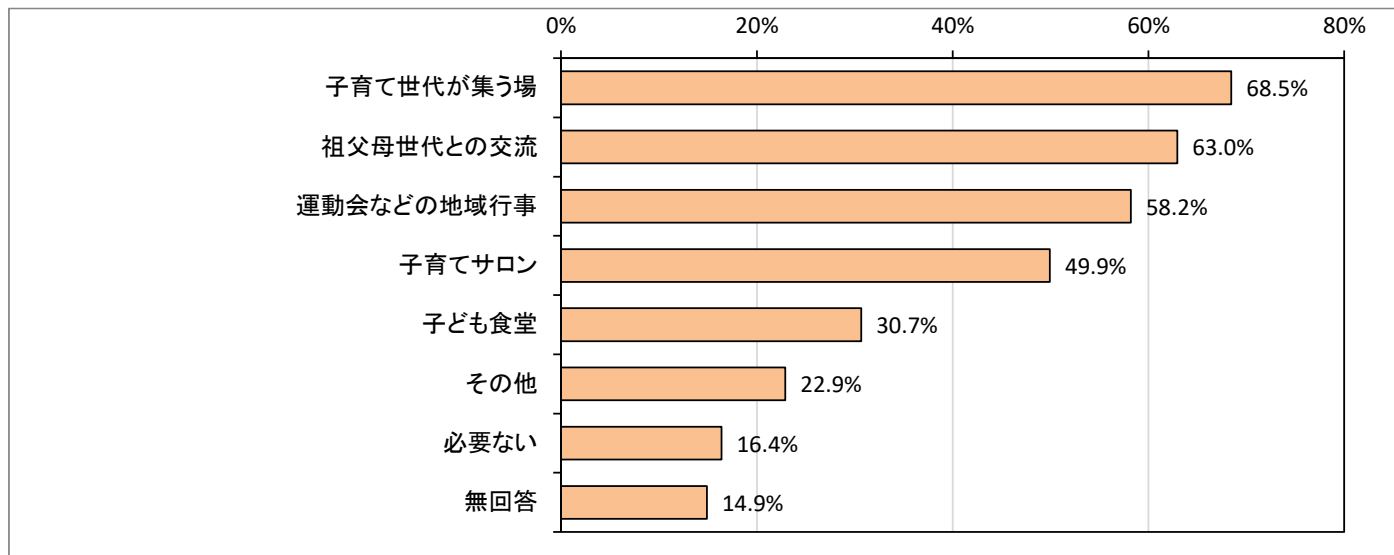
### 3.1 地域における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）

地域における子育ての環境や支援の満足度は、「どちらでもない」が47.8%と最も高く、次いで「満足度がやや高い」が22.9%、「満足度がやや低い」が18.5%などの順となっています。



### 3.2 地域にあれば利用したい活動やサービス（複数回答）

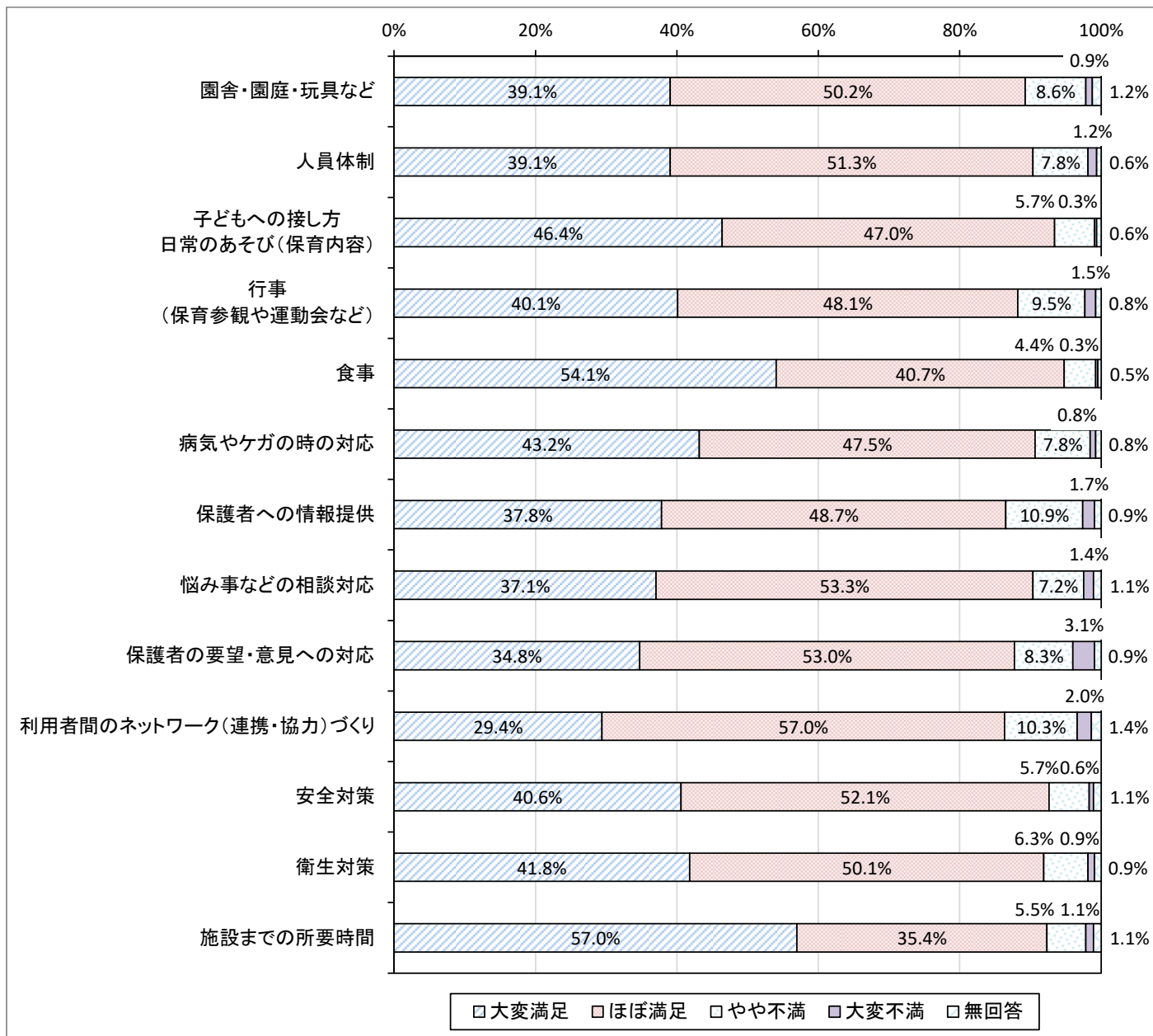
地域にあれば利用したい活動やサービスは、「子育て世代が集う場」が68.5%と最も高く、次いで「祖父母世代との交流」が63.0%、「運動会などの地域行事」が58.2%などの順となっています。



## 1.1. 事業の希望・要望等

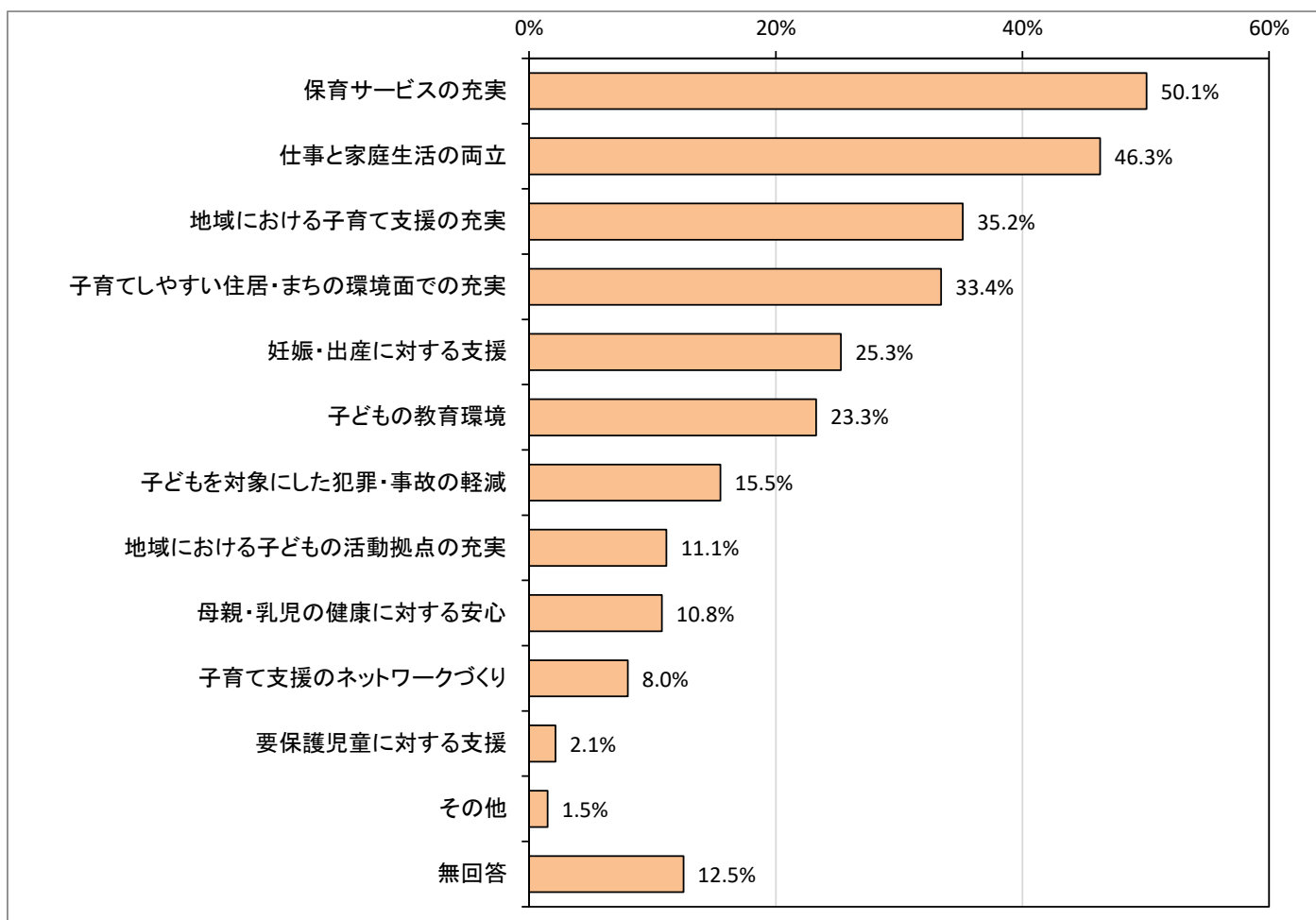
### 3.3 現在利用している施設に対して感じること（単数回答）

現在利用している施設に対して感じることでは、「施設までの所要時間」や「食事」、「子どもへの接し方、日常の遊び（保育内容）」等は「大変満足」の割合高く、「保護者への情報提供」や「利用者間のネットワーク（連携・協力）づくり」、「行事（保育参観や運動会など）」等は「やや不満」・「大変不満」とする「不満」の割合が高くなっています。



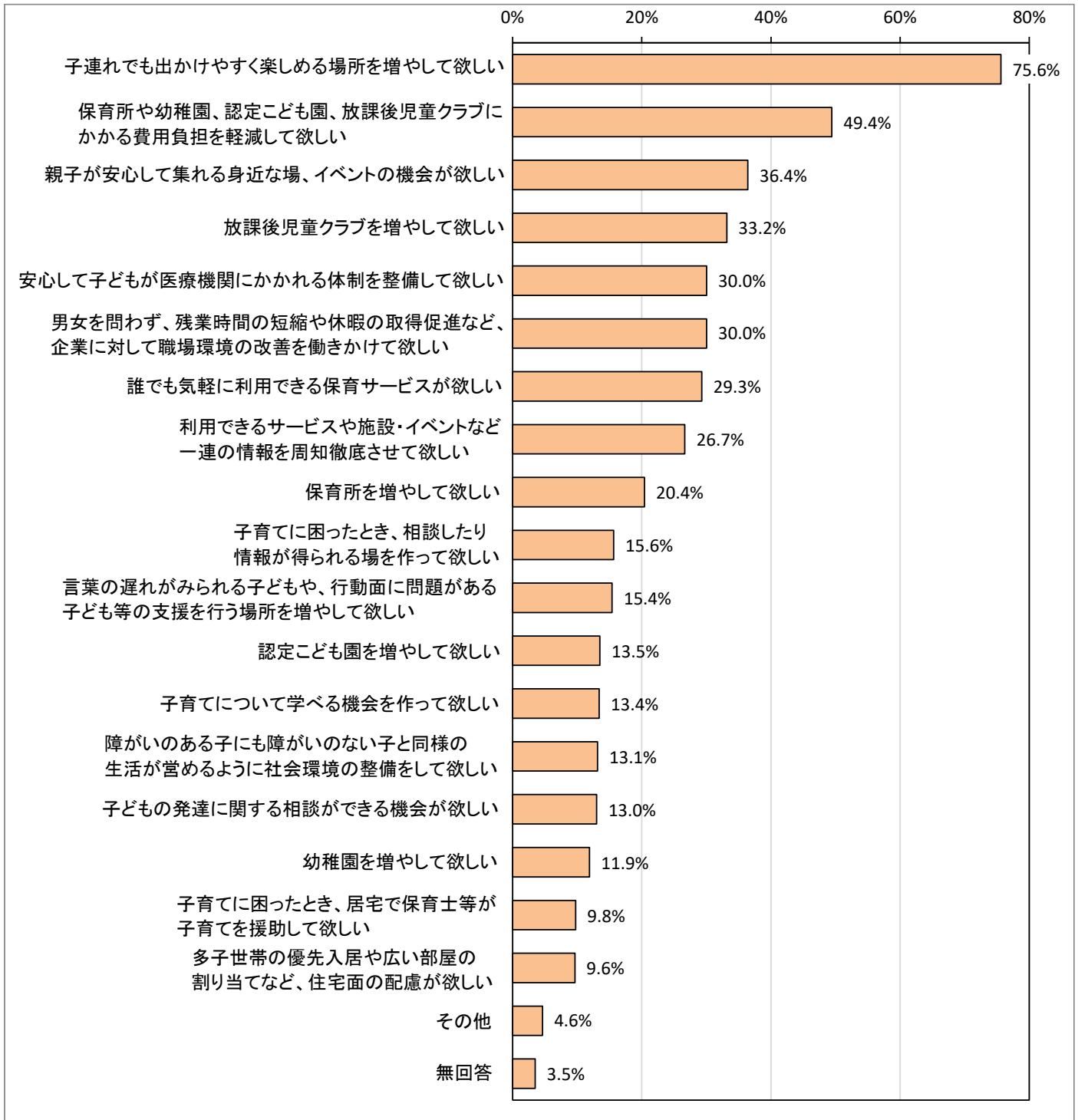
### 3 4 子育てで必要だと思う支援・対策（複数回答）

子育てで必要だと思う支援・対策は、「保育サービスの充実」が 50.1%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」が 46.3%、「地域における子育て支援の充実」が 35.2%などの順となっています。



### 3 5 充実を図って欲しい子育て支援（複数回答）

充実を図って欲しい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 75.6%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい」が 49.4%、「親子が安心して集える身近な場、イベントの機会が欲しい」が 36.4%などの順となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 計画策定における基本的な視点
4. 基本目標

## 1. 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すものです。

本計画は、本市のこれまでの子育て施策の指針であった「日置市次世代育成支援地域行動計画<後期計画>」を引き継ぎ、次世代育成支援行動計画も一体的に策定するものであることから、計画の基本理念も踏襲し、以下のように設定します。

### 日置市 子ども・子育て支援事業計画 基本理念

**安心して産み、自信を持って子育てができ、親子の笑顔が溢れるまち  
～地域が子育てサポーターに～**

## 2. 基本方針

日置市子ども・子育て支援事業計画の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げ、子育て支援に取り組みます。

### 基本方針

#### ●子育てしている家庭のために

家庭での育児や施設での養育等、子育てをする人に対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

#### ●働きながら子どもを育てている人のために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう企業への働きかけにも取り組んでいきます。

#### ●次世代を育む親となるために

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために「次代の親」として育成し、親自身が学び育つことができるようにするために地域社会の環境整備を進めていきます。

### 3. 計画策定における基本的な視点

日置市子ども・子育て支援事業計画は、以下の基本的な視点のもとに策定します。

#### 視点1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

#### 視点2 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

#### 視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

#### 視点4 社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

#### 視点5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組のひとつとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、本市及び企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

#### 視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっているが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現していくためにも必要です。

また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

### 視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化や子どもの貧困等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

### 視点8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要となります。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、地区や自治会の公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

### 視点9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

### 視点10 地域特定の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。



## 4. 基本目標

「基本理念」、「基本方針」、「基本的な視点」のもと、以下6つの基本目標を定め計画を推進していきます。

### **【基本目標1】地域における子育ての支援**

---

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な支援サービスの充実を推進します。

### **【基本目標2】母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進**

---

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

### **【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

---

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

### **【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備**

---

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取巻く環境は悪化し、子どもの安全が脅かされることが懸念されており、安心安全が一層求められています。

### **【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進**

---

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら、子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされています。

### **【基本目標6】その他の子育て支援対策**

---

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援さらには子どもの貧困対策、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。



## 第4章 基本目標ごとの取組

1. 地域における子育て支援の充実
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. その他の子育て支援対策

## 1. 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

### (1) 地域における子育てサービス

#### 【現状と課題】

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

また、これらの取組に際しては、親が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細やかな配慮が必要です。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
1	かごしま子育て支援パスポート 事業の充実 【福祉課】	子育て家庭の負担を軽減するために子育て家庭が購入する商品の割引等のサービスを提供する企業を増やします。また、サービス提供企業制度の周知についても広報誌等による情報提供を行います。
2	保育所での地域活動の充実 【福祉課】	多様化する保育ニーズに積極的に対応するとともに、地域に開かれた地域資源として保育所の専門的機能を市民のために活用していきます。
3	子育てに関する情報の提供 【健康保険課】 【福祉課】	子どもの年齢や発達の段階に応じて必要な情報誌やチラシ等を配布し、子育てを支援します。また、保護者から健診時等に情報誌やチラシについて意見を収集し、情報の内容や提供体制の充実を図ります。
4	子ども支援センター 【学校教育課】 【福祉課】 【健康保険課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携をさらに強化し、一体感のある相談体制の確立を図ります。
5	保育サービスに関する情報提供 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択制を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進めます。
6	子育て世代包括支援センター 【福祉課】 【健康保険課】	保健師、社会福祉士、助産師等による、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を図ります。
7	子ども家庭総合支援拠点 【福祉課】	子どもの権利を擁護するために、実情の把握、子どもに関する相談全般及び専門的相談、調査、地域資源やサービスを有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点を設置する。

## (2) 保育サービスの充実

### 【現状と課題】

多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、幼稚園や保育所、認定こども園から小学校生活にうまく適応できるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取組が着実に実施できるよう保育士や保育教諭、幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
8	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 【福祉課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。
9	地域子育て支援センター 【福祉課】	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促していきます。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていきます。
10	病児・病後児保育事業 【福祉課】	保護者の労働等により、保育を必要とする乳児・幼児等が疾病により、自宅での保育が困難である場合に、病児・病後児施設により保育を行い、安心して子育てを行うことができる環境づくりを図っていきます。
11	休日保育 【福祉課】	休日等における保護者の勤務等により保育の必要な児童について、保育所において保育を実施する。
12	延長保育 【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、保育所、認定こども園において通常の保育時間を延長する必要がある場合に、引き続き保育を実施することにより、児童福祉の向上を図ります。
13	一時預かり事業 【福祉課】	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど、需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図ります。
14	障害児保育 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。
15	子育てショートステイ事業 (子育て短期入所生活援助事業) の実施 【福祉課】	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行い家庭の福祉の向上を図ります。

16	保育所の計画的整備 【福祉課】	市内保育所の入所状況・施設の老朽度を踏まえた整備計画により、計画的な整備を行うとともに、新たな整備計画の必要性も踏まえた協議をしていきます。
17	教員の資質向上と適正評価の実施 【学校教育課】	教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、配置、処遇、研修等に結び付けるようにします。また、指導力不足教員に厳格に対応するなど、教員の資質の向上を図ります。 目標値：教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、課題解決に資する研修等のあり方を工夫します。
18	保育所・幼稚園・小学校の連携による段差のないスムーズな小学校への適応支援 【学校教育課】	基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図ります。 目標値：基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図ります。
19	認可保育所・認定こども園の設置・運営 【福祉課】	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。
20	日置市子ども・子育て会議 【福祉課】	教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、日置市子ども・子育て会議において、客観的な立場からの評価受審を推進します。
21	幼保・小の連携推進 【学校教育課】	幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る事業です。就学前や就学直後などに、小学校との話し合いの場を設定し、相互に研修する場をつくり、統一した方向性を持ちます。
22	受入児童の拡充 【福祉課】	保護者のニーズに対応するよう、市内施設の利用定員数の適正化を図ります。
23	認可外保育所等との連携 【福祉課】	認可外保育所や院内託児所、企業主導型保育所等との連携で、子育てニーズに沿った保育を支援します。

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

#### 【現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、情報提供を行うことが必要です。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
24	子育て支援ネットワークの形成 【福祉課】	児童虐待防止ネットワーク等をうまく活用することにより、地域における相互扶助機能を再生し、地域におけるネットワークによる子育て支援を図り、要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。

25	市ホームページ等を活用した子育てに関する情報提供 【福祉課】	子育て支援サービスや各種イベント等の情報の一元化を図り、広報誌や市ホームページにて提供します。
----	-----------------------------------	---

#### (4) 子どもの健全育成

##### 【現状と課題】

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

さらに、児童委員・主任児童委員が、地域における子育て支援や子どもの健全育成を通じた虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要です。

##### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
26	民生委員・児童委員連絡協議会 研修会 【福祉課】	地域の子育て支援のよきパートナーとして、新たな課題に対する研修会等を行い、役割を推進していきます。 目標値：月1回の連絡会（研修会）の実施
27	P T A連絡協議会・単位P T A 活動への支援 【社会教育課】	P T A会員としての資質を高めるための研修会の開催や委嘱研究公開等各種P T A事業への支援などを積極的に行っていきます。 目標値：P T A連絡協議会により継続して実施します。
28	青少年活動の充実 【社会教育課】	各種団体と連携を図り、多様な体験活動の機会の提供を推進します。また、リーダー研修会への参加者に対しては、事前研修や事後研修でボランティア活動を経験させ、より充実した活動を目指します。
29	保育所での異世代交流事業 (青少年、高齢者等) 【福祉課】	認可保育所や認定こども園で実施している世代間交流事業及び異年齢児交流事業の充実を図るとともに、必要な支援を行います。また、青少年の豊かな人間性やたくましく生きる力を育むために、社会教育団体等と連携をとり、青少年と高齢者や親子がふれあう機会をつくり、世代を超えた交流を推進します
30	子ども会の育成事業 【社会教育課】	子どもの健全育成に資するべく、会の内容等の充実を図っていきます。また、中学生をリーダーとした自主的な子ども会活動を推進していきます。
31	豊かな自然を活かした児童の健全育成の推進 【社会教育課】	毎月第3土曜日を「子ども会活動の日」と定め、子ども会活動等を通じて、子どもが心身ともに成長できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開できるようにします。なお、年間計画の策定にあたっては、子どもの参画を推進します。また、子ども会活動の日をおひさま運動の日として、更に家庭や地域での体験活動を推進していきます。

32	学校図書、図書館との連携強化 【社会教育課】	子どもたちの居場所として、公立図書館の活用をし、毎月、読書ボランティアグループが、読み聞かせを行い、居場所づくりに努めます。
33	子どもの居場所づくり 推進プラン 【社会教育課】	地域の人々の協力を得ながら、子どもたちの放課後や週末の時間を利用して、学校や公民館等で様々な体験活動や交流活動を展開していきます。
34	ふるさとセミナーの充実 【社会教育課】	郷土のよさを再認識してもらうために、各地域で文化財ウォッチングや郷土に昔から伝わるものなどを取り入れた体験学習的な事業等を積極的に展開し、小・中学生が参加するだけでなく、育成者と一緒に説明をしたりする活動も取り入れて参画意識を高めていきます。
35	青少年健全育成市民会議の設置 【社会教育課】	広く市民の総意を結集して、国、県の施策と呼応して、青少年の健全育成を図るとともに、家庭、学校、地域と連携し、郷土色豊かな教育活動の展開を図ります。
36	家庭教育学級の充実 【社会教育課】	活動内容の一層の充実を図るとともに、乳幼児健康診査や就学児健康診査等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
37	望ましい家庭環境醸成へ向けた 広報・啓発活動 【社会教育課】	各種団体研修会や家庭教育学級等の機会、また市報、その他広報チラシ等により「一家庭一家訓」の実践等、望ましい家庭づくりについて、継続的に広報・啓発していきます。
38	父親同士の交流の場の確保 【社会教育課】	子育てについての研修の場として、家庭教育学級での「父親セミナー」の実施や「おやじの会」等の推進・充実を図り、家庭教育学級での父親が参加できる日程・講座を設置するなど、参加者ニーズに応じた事業の推進に努めます。

## (5) 地域における人材育成

### 【現状と課題】

子ども・子育て支援制度では、保育所や幼稚園における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要であり、高齢者、育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と、それらの人材を効果的に活用することが必要です。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
39	子ども会指導者・育成者 研修会 【社会教育課】	研修会内容の一層の充実努めます。また、指導者、育成者が集まるあらゆる機会を活用して、より充実した子ども会活動のあり方などについて情報提供に努めます。また、研修した事が、子ども会活動に活かせるように研修内容を改善していきます。(参加型学習等)



40	ジュニア・リーダークラブの育成 【社会教育課】	活動の様子を広く広報し、団員募集をするなど人材確保に努め、地域における活動を積極的に推進していきます。また、子ども会活動の支援をとおして、ジュニア・リーダークラブの活動を広げるとともに会員の増加につなげていきます。
----	----------------------------	---

## 2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもを安全に安心して産み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

### (1) 子どもと母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行い、新生児が順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳幼児健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がい等の早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者と子どもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
41	妊産婦・新生児訪問指導 【健康保険課】	助産師や母子保健推進員が妊産婦宅を訪問し、妊婦に対する出産準備のための指導や産後の適切なアドバイス等の充実を図ります。
42	こんにちは赤ちゃん事業 【健康保険課】	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討し、全戸訪問を目標に継続していきます。
43	育児支援家庭訪問事業 【健康保険課】	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていきます。また、育児支援家庭訪問対象者に対し、100%の訪問支援を目標に実施します。

44	育児相談 【健康保険課】	保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援することを目的に、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士及び必要に応じて心理士、言語聴覚士などが専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行います。また、必要児には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していきます。また、電話相談対応を継続して実施し、定例の母子相談を継続して実施します。(月1～2回)
45	親子教室 【健康保険課】	発達や育てにくさが気になる子どもと保護者を対象に、親子遊びを通じた発達支援や相談等を行います。
46	母子保健推進員活動 【健康保険課】	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知します。定例会を開催し、市からの情報提供を行い、市民と行政のパイプ役になり、市民の身近な相談役として役割を担っているが、子育てニーズも多様化しており推進員に求められる責任も大きく、推進員の担い手が不足しています。そのため、資質向上のための研修実施したり、母子健康手帳交付や健診を利用した周知の継続をするとともに、母子保健推進員の確保を図ります。
47	保育所・幼稚園の巡回訪問 【健康保険課】 【福祉課】	市内保育所・幼稚園を公認心理士や保育士等が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。
48	妊婦一般健康診査 【健康保険課】	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が安心して健診を受けられるよう経済的な支援を行います。また、健診結果から妊婦の健康状態を把握し、妊娠期からのフォローにつなげます。
49	母子健康手帳交付 【健康保険課】	指定日を設け、母子手帳及び父子手帳を交付し、安心して妊娠期を過ごすことができるよう、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が専門的なアドバイスを提供します。
50	子ども医療費の無償化 【福祉課】	子どもの健康の保持増進を図るために、中学生以下の子どもに係る医療費を助成します。
51	乳幼児健康診査 【健康保険課】	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月健診(医療機関)」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、育児不安を軽減し、安心して楽しく子育てができることを目的に個別相談対応も行っています。
52	児童手当の支給 【福祉課】	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、対象児童を養育している保護者へ支給します。

53	保育料の軽減 【福祉課】	幼児教育・保育の無償化で、3歳以上の保育料及び非課税世帯の0～2歳児の子どもの保育料が無償化となりましたが、引き続き第3子の無償化及び第2子の保育料の半額措置などは継続しており、周知に努める。
54	妊婦歯科健康診査 【健康保険課】	早産予防などを目的に歯科医療機関にて歯科検診や歯科指導を受けられるよう、妊婦を対象に歯科健康診査票を1回配布します。
55	不妊治療助成事業 【健康保険課】	一般不妊治療・特定不妊治療を実施された方に治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
56	産後ケア事業 【健康保険課】	出産後、母子もしくは母のみで助産所等に宿泊又は通所し、産後の心身のケアや育児指導等を受ける方へ、利用者負担額の一部を助成し、安心して子育てができるよう支援します。

## (2) 思春期対策

### 【現状と課題】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物濫用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
57	思春期教室 【健康保険課】 【学校教育課】	市内全中学校を対象に、「いのちふれあい体験教室」を実施し、妊婦・産婦の方の話、乳児等とのふれあいを通して自分自身がどのように育ってきたのかを振り返り、家族への思いや、命の尊さについて考えます。また、自己肯定感を高めることのできる機会のひとつとします。
58	喫煙防止・飲酒防止・薬物濫用防止の対策（児童生徒・保護者・地域住民への教育の充実、学校・公共期間での分煙実施等） 【学校教育課】	好奇心による喫煙、飲酒、薬物濫用を未然に防げるよう、喫煙、飲酒、薬物濫用のもたらす弊害について、思春期のうちから徹底した指導を行います。さらに、子どもたちがたばこや酒、薬物等を簡単に手に入れることができない環境整備に努めるとともに、関係機関と連携した薬物濫用防止等に関する指導を推進し、学校における健康教育の充実を図ります。
59	思春期保健相談体制の充実 【学校教育課】	養護教諭・学級担任による指導を行い、学童期思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。
60	性教育の充実 【学校教育課】	子どもたちが、自己肯定感や人への思いやりの気持ちをもって行動したり、自分の健康管理を行なったりするように、また、性犯罪の被害者とならないよう性教育の充実を図ります。子供の年代や意識

		に応じて、教科、道徳科の授業等の中で、発達段階に応じた性教育を計画的に実施しています。
61	エイズ教育推進事業 【学校教育課】	教育・保育分野が連携し、児童生徒を対象としたエイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、命の尊さについて学び感じる教育の充実を図ります。

### (3) 食育の推進

#### 【現状と課題】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
62	学校、保育所、幼稚園等での食に関する指導体制充実 【学校教育課】 【健康保険課】	教育・保健分野が連携し、育児教室や家庭教育学級等において、料理講習を実施するなど食に関する学習機会の充実、場づくりを図ります。そのため、栄養教諭の兼務発令を行い、学校、幼稚園や家庭教育学級等で食に関する指導を行い、望ましい食習慣の確立に向けた取組を推進します。また、各関係機関と連携を深め、あらゆる場で健康教育が行えるよう体制を整えます。
63	「食農交流」の推進 【農林水産課】	地元の農産物を小・中学校の給食で利用するなど地域の食文化に対する関心を高め、食の安全・安心に関する理解を深めます。

### (4) 医療体制の充実

#### 【現状と課題】

地域で安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、子育て世代の経済的支援として、医療費助成を実施します。

また、県及び近隣の市町村、関係機関との連携のもと、体制の整備に取り組みます。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
64	予防接種 【健康保険課】	疾病予防及び蔓延防止のため、今後も積極的な取組を推進するとともに、接種機会が少ない、実施期間が短い、子どもたちが体調を崩しやすい等の理由により、標準的な接種年齢で接種できない児童も多いことから、医療機関との連携を強化し、接種しやすい体制づくりに努めます。

49	子ども医療費の無償化（再掲） 【福祉課】	子どもの健康の保持増進を図るために、中学生以下の子どもに係る医療費を助成します。
----	-------------------------	--

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長できるように、育児不安の解消や学校教育環境の整備、地域の教育力の向上、有害環境対策等の取組を進めます。

#### (1) 親の心構えや不安・課題の軽減

##### 【現状と課題】

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子どもが心身ともに健やかな成長ができるように、育児不安の解消や学校教育環境の整備、地域の教育力の向上、有害環境対策等の取組を進めます。

##### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
65	男女が協力して家庭を築き、子育てをすることの意義に関する教育・広報・啓発の推進、講演会等の開催 【社会教育課】	教育・保健分野が連携し、命の教育を基本に、児童生徒、学校関係者、保護者の相互理解を目的とする男女の性の尊重や、思春期の心身の変化等についての講演会等を開催し、母性・父性を育てていくための支援を実施します。また、教科指導を通して、家庭生活を大切にしている心づもりを促すため、男女共同参画の視点や家庭教育の充実に資する内容の子育て講座を実施します。
66	乳幼児、児童相談 子育て世代包括支援センター 【福祉課】 【健康保険課】	ハイリスク妊婦への支援や健診・育児相談等の母子保健のあらゆる場面で母親の育児のしづらさを早期発見し、虐待等を予防するための取組などの検討を行います。また、関係機関との連携の強化を図り、家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭相談員・保健師による相談体制を継続していきます。
67	外国人幼児、帰国子女及びその家族への支援 【福祉課】 【健康保険課】 【学校教育課】 【企画課】	国際化の進展や外国人労働者の増加により、外国人幼児や帰国子女及びその家族が、教育や保育等を適切で円滑に利用できるよう、相談体制の構築や制度の啓発に努める。

## (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

### 【現状と課題】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子ども一人ひとりに対するきめ細やかな指導や豊かな心を育むための道德教育、健やかな体を育むためのスポーツ環境の充実、信頼される学校づくり等の整備に努める必要があります。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
68	教育相談活動の充実 【学校教育課】	子育てについての相談等が気軽にできるような相談についての広報及び教育相談専門員等の効果的な活用を図ります。また、多様化した相談に対応するために、職員の資質向上を図ると共に、関係課との連携強化を図ります。
69	個に応じたきめ細かな指導の充実 【学校教育課】	個に応じたきめ細かな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努めます。
70	外部人材の協力による学校の活性化の推進 【学校教育課】	学校の活性化を図るために、外部人材が協力、参加する取組を推進します。特に、「学校応援団」の計画的な活用を推進を図ります。
71	道徳科の教科書を活用した道徳教育の推進及び道徳授業の充実 【学校教育課】	道徳科の教科書を活用し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、学校における教育活動のみでなく、保護者の理解を得ながら、家庭における子どもの道徳性の育成への活用を推進します。
72	学校におけるスポーツ環境の充実（一校一運動） 【学校教育課】	優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫・改善を進め、体育授業の充実を図るとともに、外部指導者の活用や地域との連携を進め、運動部活動の改善、充実を図りますなど、学校におけるスポーツ環境の充実を推進するため、「チェストいけひおきっこⅡ事業」の推進を図り、教科体育の充実、体力づくりの日常化に向けた取組を推進します。
73	健康教育の推進 【学校教育課】	子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を、学校と家庭が連携した取組を推進します。
74	特色ある学校づくりの推進 【学校教育課】	人権教育、体験活動をとおした郷土教育、情報教育の充実、花と歌声とボランティア等を通じて、学校の実態等に応じて、特色ある学校づくりを推進します。そのため、「ひおきふるさと教育」の自校を推進します。
75	学校の安全管理の推進 【学校教育課】	児童生徒が安心して教育が受けられるように、学校、家庭、地域の関係機関・団体が連携し、安全管理に関する取組を推進します。
76	不登校への対応 【学校教育課】	「ふれあい教室」の開設やスクールソーシャルワーカーによる相談など関係機関が連携してきめ細やかに児童生徒を支援します。

### (3) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

#### 【現状と課題】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりが必要です。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
77	街頭補導活動の推進 【社会教育課】	環境の浄化のために、PTA、学校等と地域が一体となった取組を今後も推進するため、青少年の実態等を考慮し、補導場所を設定する等、環境浄化活動を充実させます。また、他の機関との連携を密に取り不良行為等の未然防止に努めます。
78	インターネット等情報モラルについての指導強化 【学校教育課】	情報モラルについて、社会問題化している現状を踏まえ、より具体的な指導を強化していきます。
79	校外生活指導連絡協議会との連携による校外補導 【社会教育課】	関係機関がさらに連携を密にして、地域全体で子どもを育成していく環境づくりに努めるため、PTA、子ども会育成会等との連携を密にし、各地域の実態に合わせた活動を充実します。

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

### (1) 良質な居住環境の確保

#### 【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
80	市営住宅建設事業 【建設課】	子育て世代にも安心して暮らせる、住居環境の整備を行い、まちづくりを進めていきます。



81	シックハウス対策 【建設課】	建材や家具・日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOCなどの揮発性の有機化合物による病気や症状に対する予防対策に努めます。また、室内に使用する建材の選定に留意し、完成時に濃度測定を行い、入居者の安全を確保します。
----	-------------------	--

## (2) 安心して外出できる環境の整備

### 【現状と課題】

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取組が必要となります。

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置など交通安全施設の整備、道路照明等の安全対策が必要となります。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
82	バリアフリー化の普及・啓発 【建設課】	既存住宅の建替え等に際して、積極的にバリアフリー化を導入して居住環境の整備を行います。
83	公園・遊具等の整備 【建設課】	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童公園等の整備・充実を図るため、危険性の高い施設の撤去・更新を行います。

## (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

### 【現状と課題】

近年、道路交通網の整備、車の増加により交通事故の発生件数も増加しています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所等、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するとともに、生活道路等において、歩道などの整備、車両速度を抑制するような対策を進め、安全で安心な道路空間を創出すること等が望まれています。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、バリアフリー化による安全・安心な歩行空間の創出の推進が必要です。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
84	交通安全教育の推進 【総務課】	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、各関係機関等との連携、協力体制の強化を図るとともに、参加・体験型の交通安全教室の開催やロードミラーの整備など、交通事故防止対策を推進します。

85	歩道整備の推進及び歩道幅員の拡張 【建設課】	市道については、歩道の整備を必要に応じて整備を進めていきます。
86	ロードミラーや交通安全看板等の設置 【総務課】	ロードミラーの新規設置については、地域づくり推進事業にて設置し既設のロードミラーの修繕については総務課で対応します。交通安全施設の標識等については、県公安委員会等と協議の上、標識等の設置を行います。
87	通学路の安全点検 【建設課】	歩道の平坦でない所、段差がある所、水の溜まる所等を重点的に通学路の安全点検を実施します。
88	公共施設等のバリアフリー化の促進 【建設課】	道路の歩道整備にあたり、段差をなくすため、点検パトロールや地域からの要望により、段差解消の整備を進めます。
89	防犯施設の整備 【総務課】 【建設課】	必要性と緊急性を踏まえ、通学路や公園における照明設備の整備を進めます。また、自治会からの要望により、地域に即した整備を進めます。
90	公共施設の安全対策 【建設課】	道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について、修繕や改善が必要なときには、防犯設備の整備を進め、利用する市民の安全対策に努めます。
91	キッズゾーンの指定 【福祉課】 【建設課】	幼児や児童の移動経路における安全を確保するために、保育所等を中心に 500 メートルを範囲とするキッズゾーンの設定について関係機関と協議します。

#### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

##### 【現状と課題】

安全で住みよいまちづくりは、すべての市民の願いではありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、保護者やPTA等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組むことが必要です。

##### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
92	防犯対策 【総務課】	地域住民、警察、日置地区防犯協会等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めますとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努めます。また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図ります。
93	子どもの安全対策活動への支援 【社会教育課】	各小・中学校のPTAや地域の自主防犯グループの活動を促進し、地域のパトロール活動などの自主的な安全対策活動を支援します。また、スクールガード（学校応援団を含む）と連携して、子どもの安全を確保します。

94	防犯講習の実施 【総務課】	子どもが犯罪に遭わないようにするために、学校や自治会活動等の場を利用して警察署、日置防犯協会と連携しながら、防犯講習を実施します。
95	子ども 110 番の家活動の支援 【総務課】	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、警察署、日置防犯協会と連携しながら、地域の状況を考慮した子ども 110 番の家活動を支援します。

## 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭、事業所、地域全体で推進していくことが求められています。

### （1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

#### 【現状と課題】

夫婦共働き世帯の増加や子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
96	男女共同参画基本計画に基づく啓発事業 【企画課】	「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、より良い子育て環境を構築するため、男女平等に関する情報提供や意識啓発事業を推進します。男女共同参画地域推進員を活用し、地域での子育て支援の拡充や、学校、PTA、地区公民館、地域団体への出前講座による男女共同参画の推進による子育て支援、男女共同参画専門員による子育て親等への相談の実施をしていきます。
97	育児休暇取得率の向上 【商工観光課】	育児休業の促進や育児参加等、国の施策に基づいた育児休暇制度の周知を図ります。
98	労働条件の改善と就労環境の整備推進 【商工観光課】	労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に、共に参加することができるように、労働条件の改善と就労環境の向上に関する周知を図ります。

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 【現状と課題】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にすることが子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、時間外保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実が必要とされています。

### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
16	保育所の計画的整備（再掲） 【福祉課】	市内保育所の入所状況・施設の老朽度を踏まえた整備計画により、計画的な整備を行うとともに、新たな整備計画の必要性も踏まえた協議をしていきます。
5	保育サービスに関する情報提供 （再掲） 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択制を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進めます。
12	延長保育（再掲） 【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、保育所、認定こども園において通常の保育時間を延長する必要がある場合に、引き続き保育を実施することにより、児童福祉の向上を図ります。
10	病児・病後児保育事業（再掲） 【福祉課】	保護者の労働等により、保育を必要とする乳児・幼児等が疾病により、自宅での保育が困難である場合に、病児、病後児施設により保育を行い、安心して子育てを行うことができる環境づくりを図っていきます。
13	一時預かり事業（再掲） 【福祉課】	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど、需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図ります。
8	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）（再掲） 【福祉課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。
6	子育て世代包括支援センター （再掲） 【福祉課】 【健康保険課】	保健師、社会福祉士、助産師等による、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を図ります。
7	子ども家庭総合支援拠点 （再掲） 【福祉課】	子どもの権利を擁護するために、実情の把握、子どもに関する相談全般及び専門的相談、調査、地域資源やサービスを有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点を設置する。

## 6. その他の子育て支援対策

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあり、このような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

我が国も平成6年に子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され法的整備が進んでいます。

また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことで、その制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がいは多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

#### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
99	産後うつスクリーニング事業 【健康保険課】	産後うつ対策として、産婦健診（医療機関）、新生児訪問や乳児健診、育児相談等の場において産後うつスクリーニングを実施しています。スクリーニング陽性者については必要に応じて訪問・電話・母子相談にて支援をすすめ、3～5か月児健診での産後うつスクリーニング陽性者率の減少に努めます。
100	啓発ポスターの掲示 【福祉課】	積極的に児童虐待防止に関する広報を行うため、児童虐待防止推進月間にポスター等による周知を図り、意識啓発を行います。
101	緊急一時保護体制の整備 【企画課】 【福祉課】	虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等を受けている疑いのある児童やその家庭等の状況を早期に把握し、児童相談所に援助を依頼します。関係課との連携による情報収集と支援、相談員等の研修会、専門講習会への参加による相談体制の充実に努めています。
102	配偶者暴力相談支援センター 【福祉課】	児童虐待のひとつである面前DVの抑止や、配偶者暴力の抑止、被害者の安全確保や自立支援に努めます。
103	子どもの貧困対策事業 【福祉課】	子どもの貧困調査に基づく計画を策定し、失業や借金等、経済的負担を抱える世帯の子どもに対する各種の支援を構築します。

104	すこやか相談会	乳幼児の発育や言語・精神・運動面の発達に関し、専門的な相談・支援を行い、育てにくさに対する不安の軽減に努めます。
105	DVの予防対策と相談体制の充実 【企画課】 【福祉課】	配偶者等への暴力を根絶するため関係機関との連携、協力のもと広報等を通して社会の意識啓発や基盤整備を図ります。 ・お知らせ版、広報ひおき、自治会回覧でのDV防止等に関する広報啓発の実施 ・DV相談のチラシ・カードを地区公民館、福祉課、健康保険課、支所市民生活課、医療機関、大型店舗に配置 ・学校出前講座の際相談体制の周知 ・啓発運動期間中 本庁ロビーにパープルツリーの設置 市職員等に専門講師によるDV防止及びハラスメント研修の実施 ・男女共同参画地域推進員のDV相談等の研修受講による、地域での啓発と市との連携の構築 目標値： ・広報による防止啓発 ・DV相談の周知 ・DV相談のチラシ・カードの市内公共施設への再配布 ・お知らせ版等での周知 ・啓発運動期間中パープルツリーの設置による目に見える啓発活動 市職員等へDV防止やハラスメント研修をとおして、市民や地域へのあらゆる人権の啓発の拡充を図ります。 ・男女共同参画地域推進員連絡会の開催 ・出前講座の拡充
4	子ども支援センター（再掲） 【学校教育課】 【福祉課】 【健康保険課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携をさらに強化し、一体感のある相談体制の確立を図ります。
6	子育て世代包括支援センター 【福祉課】 【健康保険課】	保健師、社会福祉士、助産師等による、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を図ります。
7	子ども家庭総合支援拠点（再掲） 【福祉課】	子どもの権利を擁護するために、実情の把握、子どもに関する相談全般及び専門的相談、調査、地域資源やサービスを有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点を設置する。

## (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【現状と課題】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、諸機関が連携した多様な手段できめの細かい対応を整えます。

**【施策の内容と方向性】**

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
106	スクールカウンセラーの配置 【学校教育課】	全中学校及び必要とする小学校へ派遣し、相談体制の充実を図っています
107	スクールソーシャルワーカーの配置 【学校教育課】	市内の小・中学校を担当するスクールソーシャルワーカーが子どもの諸問題に対応しています。
6	子育て世代包括支援センター 【福祉課】 【健康保険課】	保健師、社会福祉士、助産師等による、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を図ります。
7	子ども家庭総合支援拠点 (再掲) 【福祉課】	子どもの権利を擁護するために、実情の把握、子どもに関する相談全般及び専門的相談、調査、地域資源やサービスを有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点を設置する。

**(3) ひとり親家庭等の支援の推進**

**【現状と課題】**

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう努めます。

**【施策の内容と方向性】**

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
108	児童扶養手当 【福祉課】	ひとり親家庭等の児童の保護者に対して児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図ります。
109	ひとり親家庭医療費助成事業 【福祉課】	ひとり親家庭等の自立を経済的に支援する一環として実施しているひとり親家庭医療費助成事業の充実を図ります。
110	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【福祉課】	ひとり親家庭等に対し、生活に必要な資金を貸付けることにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため県の指導のもと事業を推進します。
111	自立支援教育訓練給付金 【福祉課】	ひとり親家庭等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の助成を推進します。
112	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母が看護師や介護福祉士等の資格取得のた

	【福祉課】	め、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業機関の2分の1（平成23年度までに終業した人は全期間）に相当する期間の高等技能訓練促進費）を支給することで生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもので今後も引き続き事業を推進します。
113	保育所の優先入所 【福祉課】	「きめ細やかなサービスの展開」と「自立の促進」の観点から、ひとり親家庭等に対しては、保育を必要とする事由がある児童に対し、入所の調整要綱に従い、入所の調整を実施します。
114	母子生活支援施設入所 【福祉課】	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭または母子に準ずる家庭に対して入所を行います。
115	保育料の軽減措置 【福祉課】	母子、父子世帯で所得に応じて保育料の軽減を図ります。

#### (4) 障がい児施策の充実

##### 【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な療育・保育・教育を行うなど支援の充実に努める必要があります。

##### 【施策の内容と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状・方向性
116	障がい児の健全な発達を支援する一貫した総合的な取組の推進 【福祉課】 【健康保険課】	日置市療育支援ネットワークの充実を図り、障がいの早期発見・早期支援が円滑に行えるようシステム化し、市民に対して普及啓発していきます。
117	健診後フォロー教室（親子教室） 【健康保険課】	健診等で発達を見守りたいケースに対して、子どもとその保護者を対象にした親子教室を実施し、遊びを通じて子どもの発達の確認や関わり方について保護者と一緒に考えていき、専門の相談や療育機関へ支援をつなげていきます。また、保護者同士の交流の場としても活用してもらい、育児不安の軽減に努めます。
118	障がい児に対する教育環境の整備 【学校教育課】	施設整備や療育指導の充実を図るとともに、小・中学校においては、障がいのある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実を図ります。
119	障がい児に対する教職員の質的向上 【学校教育課】	福祉教育担当職員や管理職教員への各種研修等を通じて、教職員の障がい児に対する理解認識を深めるなど、教員の資質向上を図ります。
120	適切な教育的支援 【学校教育課】	関係機関との連携の強化を図り、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズがある子ども等、一人ひとりの状態に最も適切できめ細かな教育・指導が行われるように努めます。
121	補装具費支給	身体障がい児に対して、身体の失われた部位や、思うように動かす



	【福祉課】	ことのできない部分を補って、日常生活等をしやすくするために、必要な用具を交付・修理します。
122	日常生活用具給付 【福祉課】	重度身体障がい児または重度、最重度の知的障がい児に対して、日常生活の便宜を図るため、障がいを補うことのできる日常生活用具を給付・貸与します。
123	居宅介護 【福祉課】	障がい児に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
124	短期入所 【福祉課】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児を入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
125	児童発達支援放課後等デイサービス 【福祉課】	障がい児に対して、障害児通所施設、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
126	行動援護 【福祉課】	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい児であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。
127	日中一時支援 【福祉課】	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校等の空き教室等において、障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他必要な支援を行います。
128	移動支援 【福祉課】	単独で行動することが困難な障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時において、個別の移動支援を行います。
129	特別児童扶養手当 【福祉課】	精神または身体に障がい（中・重度）を有する 20 歳未満の児童に手当を支給し福祉の増進を図ります。
130	障害児福祉手当支給事業 【福祉課】	日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の 20 歳未満の重度障害児に手当を支給する制度です。
131	重度心身障害者医療費助成 【福祉課】	重度心身障がい児（者）に対して、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
132	障がい児施策や制度に関する情報提供の充実 【福祉課】	障がい児の保護者に対して、その障がいに対応したサービス及び施設等の情報を提供します。
133	特別支援教育の充実 【学校教育課】	軽度発達障がいの児童生徒も対象の中を含め、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制の充実を図ります。
134	保育料の軽減措置 【福祉課】	障がい児（者）世帯で所得に応じて保育料の軽減を図ります。
135	発達相談支援事業 【健康保険課】	発育・発達の気になる子どもの相談や訪問等について、療育施設やこども総合療育センター、教育委員会等と連携しながら、子ども・保護者の支援を行います。また、乳幼児健診の充実とともに健診等後の要フォロー児のフォロー体制を関係機関と連携しながら構築

		します。
47	保育所・幼稚園の巡回訪問 (再掲) 【健康保険課】 【福祉課】	市内保育所・幼稚園を保育士が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。
14	障害児保育 (再掲) 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。
136	教育支援委員会の実施 【学校教育課】	心療内科医、特別支援学級設置校関係者等により、障がい児に対する適切な就学指導を実施し、ニーズに応じた教育支援を総合的に判断していきます。
137	就学児健康診断 【教育総務課】	身体的な健康診断とともに安心して就学できるように教育相談も充実させ、各小学校と連携し、情報共有も実施します。
138	保育所や幼稚園、認定こども園における障がい児支援 【福祉課】 【健康保険課】	障がいや特性を有する用事が利用する子育て視線施設との情報共有や、巡回支援等を活用した相談・支援体制の構築を図ります。
139	医療的ケア児への対応 【福祉課】 【健康保険課】 【学校教育課】	医療的ケア児等総合支援事業実施要綱に準じて、当該児童の、地域における受け入れについて、関係機関と調整、支援を図ります。

## 第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
4. その他事項

## 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「日置市全域の1区域」と設定することとします。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 量の見込みと確保方策とは

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を、ニーズ調査結果及び幼稚園・保育所等の現在の利用状況と、今後の利用意向を踏まえて設定しました。また、設定した量の見込みを充足させるための方策として、確保の内容を計画年度ごとに下表のように設定しました。

### (2) 量の見込みと確保方策

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

市の教育・保育の見込みは、計画期間初年度は1,536人、計画最終年度は1,466人の利用が見込まれます。

#### ①教育・保育の量の見込み

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定+2号認定	540	519	483	482	476
1号認定	398	377	345	338	327
2号認定（教育）	142	142	138	144	149
2号認定（保育）	541	541	533	508	521
3号認定	423	455	457	458	461
0歳児	74	73	72	71	70
1-2歳児	381	384	386	389	393
合 計	1536	1509	1449	1464	1466

#### ②1号認定+2号認定（教育ニーズ）の確保人数

1号認定+2号認定（教育ニーズ）は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

確保方策は計画期間当初から量の見込みを満たしており、利用定員数は十分であることが見込まれます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	540	519	483	482	476
②確保方策（利用定員数）	625	625	625	625	625
特定教育・保育施設	625	625	625	625	625
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-① 過不足	85	106	142	143	149

③ 2号認定（保育ニーズ）の確保人数

2号認定（保育ニーズ）は、「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」で対応します。

本市の保育所、認定こども園、地域型保育事業の2号認定の利用定員数は、計画期間中間年度で650人となっています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	541	533	508	521	527
②確保方策（利用定員数）	644	644	644	644	644
特定教育・保育施設	644	644	644	644	644
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－① 過不足	103	111	136	123	117

④ 3号認定（0歳児、1－2歳児）の確保人数

3号認定（0歳、1－2歳児）は、「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」で対応します。

本市の「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」の3号認定（0歳児）の利用定員数は、計画中間年度では106人となっています。

3号認定（1－2歳児）の利用定員数は、令和4年度に365人となっています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	455	457	458	460	463
0歳児	74	73	72	71	70
1－2歳児	381	384	386	389	393
②確保方策（利用定員数）	466	466	466	466	466
0歳児	104	104	104	104	104
1－2歳児	362	362	362	362	362
②－① 過不足	11	9	8	6	3

⑤本市の保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体に占める教育・保育施設利用者数の割合）

教育・保育の量の見込みの設定にあたっては、満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所、地域型保育事業などの利用者数の割合（保育利用率）を目標値として次の様に設定します。

令和2年度から令和6年度の保育利用率　：　45.5%～47.8%

### 3. 本市の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【事業概要】

##### ●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

##### ●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

令和元年10月に日置市子育て世代包括支援センター（基本型及び母子保健型）を設置し、子育て家庭の「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を実施しており、今後も必要に応じた援助や関係機関との連絡調整、さらには、地域連携の強化を図るために、日置市子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。

子育て世代包括支援センター（基本型）

（単位：か所）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

子育て世代包括支援センター（母子保健型）

（単位：か所）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

子ども家庭相談支援拠点

（単位：か所）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	—	—	1	1	1
② 確保方策	—	—	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

本市では、地域子育て支援拠点事業を市内4箇所で開催しており、過去の事業実績は、10,609人回から8,882人回で推移しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用人数【人回】	10,609	10,096	8,472	8,882	7,913
実施箇所	4	4	4	4	4

### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、8,301人回から7,179人回で推移しています。

地域子育て支援拠点事業の確保方策は、既存施設は十分余裕があり、対応可能であることから、今後も現状体制（4箇所実施）を確保します。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人回】	8,301	8,022	7,763	7,474	7,179
②確保方策					
【人回】	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200
【箇所】	4	4	4	4	4
過不足②-①	13,899	14,178	14,437	14,726	15,021

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【現状】

本市の妊婦健康診査の平成 27 年度から平成 31 年度の事業実績は、4,653 人回から 3,779 人回で推移しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
実績 【人回】	4,653	4,239	4,363	3,779	

#### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、3,307 人回から 2,533 人回で推移しています。

妊婦健康診査の確保方策は、保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み【人回】	3,307	3,094	2,894	2,707	2,533
②確保方策					
【人回】	3,307	3,094	2,894	2,707	2,533
【受診券配布窓口】	4	4	4	4	4
過不足②-①	0	0	0	0	0



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### 【現状】

本市の平成27年度から平成30年度の事業実績は、355人から315人で推移しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用人数【人】	355	307	317	315	310
実施箇所	4	4	4	4	4

##### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、各年約350人で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、市内4箇所で対応します。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	350	350	351	351	351
②確保方策					
【人】	570	570	570	570	570
【箇所】	4	4	4	4	4
過不足②-①	220	220	219	219	219

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【現状】

本市の平成 30 年度養育支援訪問事業の見込みは、135 人となっています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
利用人数【人】	155	130	126	135	130
実施箇所	4	4	4	4	4

### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、125 人から 106 人で推移しています。

妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育支援訪問事業の充実につなげます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み【人】	125	120	115	111	106
②確保方策					
【人】	240	240	240	240	240
【対応窓口】	4	4	4	4	4
過不足②－①	115	120	125	129	134

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 【現状】

本市では、6施設と契約し子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
利用人数【人日】	10	20	6	36	0
契約施設	5	6	6	6	6

### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、45人としています。

妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育支援訪問事業の充実につなげます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み【人日】	45	45	45	45	45
②確保方策					
【人日】	45	45	45	45	45
【契約施設】	6	6	6	6	6
過不足②-①	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

**【現状】**

本市では、一時預かり事業の幼稚園型として、在園児を対象とした「預かり保育」を1認定こども園、1幼稚園で実施しています。また、一時預かり事業の一般形として、認定こども園、幼稚園、保育所に在籍していない子どもを一時的に保育する「一時預かり」を3認定こども園、8保育所で実施しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
幼稚園型Ⅰ【人日】	0	0	4,799	6,740	15,284
幼稚園型Ⅱ【人日】					
一般型【人日】	7,928	8,323	6,780	6,944	6,598
幼稚園型【契約施設】	0	0	1	1	2
一般型【契約施設】	12	12	9	12	11

**【量の見込みと確保方策】**

計画期間中の量の見込みは、幼稚園型が26,900人日から20,995人日で推移しています。

妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育支援訪問事業の充実につなげます。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み	① 幼稚園型Ⅰ 【人日】	26,900	25,284	23,765	22,337	20,995	
	② 幼稚園型Ⅱ 【人日】						
	③ 一般型【人日】	6,655	6,516	6,379	6,245	6,114	
確保方策	幼稚園型	④【人日】	49,300	49,300	49,300	49,300	49,300
		【施設】	2	2	2	2	2
	一般型	⑤【人日】	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
		【施設】	11	11	11	11	11
過不足	幼稚園型 ④－(①＋②)	22,400	24,016	25,535	26,963	28,305	
	一般型⑤－③	1,445	1,584	1,721	1,855	1,986	

## (8) 延長（時間外）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施します。

### 【現状】

本市では現在、20 箇所にて延長保育を実施しており、平成 30 年度実績は 18,186 人となっています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
利用人数【人】	561	567	581	589	
契約施設	20	20	20	20	20

### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、532 人から 433 人で推移しています。

延長保育事業の確保方策は、現状体制で十分対応可能であることから、今後も体制を確保し、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み【人】	532	505	480	456	433
確保 方策	②【人】	650	650	650	650
	【箇所】	20	20	20	20
過不足②－①	118	145	170	194	217

### (9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

#### 【現状】

本市では現在、市内3箇所において病児・病後児保育事業を実施しています。  
平成30年度利用実績は500人となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用人数【人日】	75	494	450	500	529
契約施設	2	3	2	3	3

#### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、550人日から535人日で推移しています。

病後児保育事業の確保方策は、現状体制で十分対応可能であることから、今後も体制確保に努めます。病児保育については、保護者の子育てと就労の両立を支援する点からニーズが高まっており、医療機関との連携に努めます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み 【人日】	550	545	540	535	535
確保 方策	②【人日】	2,051	2,051	2,051	2,051
	【箇所】	3	3	3	3
過不足②-①	1,501	1,506	1,511	1,516	1,521

### (10) 放課後児童クラブの目標事業量

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

本市では、市内 17 箇所にて放課後児童健全育成事業を実施しており、平成 31 年度の実績見込みは 514 人となっています。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
1 年生【人】	143	147	151
2 年生【人】	99	133	132
3 年生【人】	87	84	96
4 年生【人】	69	58	63
5 年生【人】	40	48	37
6 年生【人】	15	33	35
契約施設	16	16	17
利用者人数【人】	453	503	514

#### 【量の見込みと確保方策】

計画期間中の量の見込みは、540 人から 564 人で推移しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の確保方策は、量の見込みに対して、計画期間中間年度には確保可能となる見込みです。

本市では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）以外の単独事業、自主事業や放課後子どもプランなど、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業と連携し、今後も必要な者が支援をうけられるよう努めます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み【人】	540	555	565	565	564
小学 1 年生【人】	146	144	143	141	140
小学 2 年生【人】	147	142	140	139	138
小学 3 年生【人】	103	115	111	109	108
小学 4 年生【人】	72	77	86	83	82
小学 5 年生【人】	37	42	45	50	48
小学 6 年生【人】	35	35	40	43	48
②確保方策	【人】	610	610	610	610
	【カ所】	17	17	17	17
過不足②－①	70	55	45	45	46

## (12) 放課後子供教室の目標事業量

現在、1小学校区において地区公民館が主体となって放課後子供教室を実施しております。

また、当該地区においては放課後児童健全育成事業も実施しており、放課後こども教室と連携して事業を実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後こども教室	2,638	2,902	3,192	3,512	3,863
うち一体型	0	0	0	0	0

## (11) 「新・放課後こども総合プラン」の取組

### ①一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	0	0	0	1	1

### ②一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備計画

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備施設計	0	0	0	1	1

### ③放課後子供教室の整備計画

放課後児童クラブが推進されていくにあたり、放課後子供教室もニーズに応じて、一体的・連携的な実施を推進します。

### ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子供教室を実施することにより、「小1の壁」を打破すべく、共働き家庭等の児童にとって安全・安心な居場所の確保を図ります。

放課後児童クラブと放課後子供教室において、郷土の文化・芸能等にふれあう活動、スポーツ活動、地域資源を活用した共通のプログラムを構築します。

現在、実施している放課後児童クラブや、自主事業で実施している放課後子供教室については、地域や保護者のニーズを踏まえ、引き続き当該地域で実施できるよう柔軟な対応をしますが、一体型同様、プログラムの企画の段階から、事業従事者・参加者が連携して活動プログラムを企画し、学校施設だけでなく、公民館などでも実施し、両事業の児童が交流できるような連携方法をとります。

### ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

児童の放課後における安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとって重要な課題であり、学校施設の活用についても強く求められています。

各学校において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に使用できる余裕教室がないか、教育委員会と十分な事前協議を行い、利用計画を検討します。

### ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

各校区の実情に応じた効果的な放課後児童クラブと、放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「放課後こども総合プラン運営委員会」を活用し、総合的な放課後対策について検討します。また、教育委員会と子ども支援課が連携を図り、教職員や放課後児童クラブと放課後子供教室の、関係者相互の共通理解や情報共有を図り、学校施設の使用計画や活用状況について十分な協議を行います。



### ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別支援学級等在籍児童に対し、専門的知識を有する放課後児童支援員を1名加配し対応します。

### ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

地域や保護者のニーズを汲み取り、開所時間の延長等について検討していきます。

### ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童支援員の資質向上のための研修受講の機会をつくり、受講できる体制を整えます。

### ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページや広報誌による周知をします。また、地域や学校と連携し地域の子どもを見守る体制も継続します。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策】

---

今後の国の動向を見ながら、検討します。

## (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

### 【事業概要及び確保方策】

---

#### ●巡回支援

##### ■目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

##### ■事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市の支援チームにより、事業を実施するものとする。

##### ■支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

##### ■確保方策

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で十分であり、現時点において検討・実施は予定していません。

## ●特別支援

### ■目的

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障がい児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

### ■実施場所

認定こども園

### ■対象者

- ・認定こども園に在籍している対象障がい児
- ・対象障がい児の障がいの範囲や認定方法等は、私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

### ■補助対象及び補助条件

- ・当該認定こども園において、2人以上の障がい児（対象障がい児以外も含む）を受け入れていること。

### ■確保方策

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

## 4. その他事項

### (1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

### (2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行います。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な職場環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方、働き方の中で、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の伊敷を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

### (4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

#### ①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等の相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、養育支援事業につなげていきます。

#### ②社会的養護体制の維持・確保

本市は、5施設と連携し、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

#### ③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等、さらには

自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

#### ④障がい児施策の充実

障がい児施策は、療育・保育・教育に携わる者の専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、医療機関や保健機関などの関係機関と連携し、障がい児施策を総合的に推進します。

また、保護者へ必要な情報提供や助言等を行い、事業利用の円滑化を図ります。

#### (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、鹿児島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年6回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適切な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、鹿児島県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 第6章 推進体制

1. 計画の周知
2. 計画の推進
3. 計画の進行管理
4. 成果指標

## 1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパンフレット及びリーフレット等を活用するなど、情報提供に努めていきます。

## 2. 計画の推進

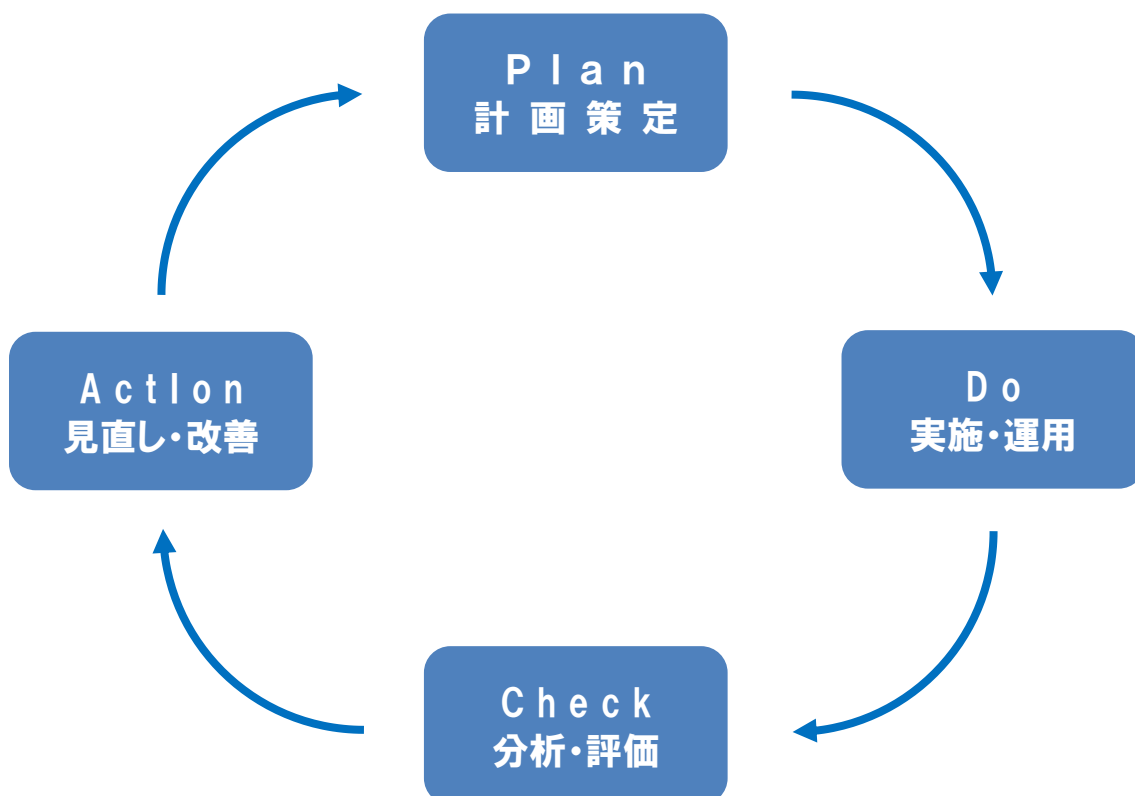
本計画を着実に推進していくには、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である認定こども園、幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業の担い手が、おのこの役割を果たすとともに、相互に連携を図っていくことが重要です。

行政も、それぞれの施設が適切に役割を果たせるよう相互の連携を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

## 3. 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「日置市子ども・子育て会議」が、今後毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



## 4. 成果指標

### (1) 地域における子育て支援

評価指標	平成 25 年度 (前回実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和 6 年 (目標)
こんにちは赤ちゃん事業	100%	100%	100%
育児支援家庭訪問事業	100%	100%	100%

### (2) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 25 年度 (前回実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和 6 年 (目標)
妊娠・出産に満足している母親の割合	91.0%	90.9%	増加
妊娠満 11 週以内での妊娠届出率	90.4%	88.3%	増加
産後うつスクリーニングの陽性者率 (3～5 か月児検診)	2.3%	4.9%	減少
子育てに関して不安や負担を感じる親の割合	%	%	減少
乳幼児をもつ保護者において子育てに関する悩み や不安を相談する相手がいる人の割合	99.9%	%	増加
1 歳 6 か月児健康診査の受診率	93.0%	98.8%	増加
未就学児における朝食を毎日食べる児の割合	94.2%	%	増加
1 日 1 回は家族全員で食事をする割合	86.9%	%	増加
自分のことが好きな子どもの割合 (中学生)	21.4%	37.8%	増加
低出生体重児出生率	13.3%	12.5%	減少
3 歳児のむし歯罹患率	23.7%	15.3%	減少
かかりつけ医がいる割合	94.4%	72.4%	増加
事故防止策をとっている家庭の割合	86.8%	51.3%	増加

### (3) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 25 年度 (前回実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和 6 年 (目標)
学校評議員の設置推進	全校設置	全校設置	全校設置
家庭教育学級・講座の開催	32 学級	26 学級	26 学級
親子による交流・自然体験学習の開催	10 回	20 回	20 回

### (4) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 25 年度 (前回実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和 6 年 (目標)
歩道整備の推進及び歩道幅員の広い施工	県施行群中央通 り線建物等 調査用地補償	社会資本整備総 合計画により順 次整備	事業の継続
通学路の安全点検	年 1 回実施	年 1 回実施	事業の継続

ロードミラーの整備・交通安全看板等の設置	各自治会から要望を精査し設置	各自治会から要望を精査し設置	事業の継続
キッズゾーンの設定	—	—	キッズゾーンの設定をし、幼児の安全を図る

(5) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 25 年度 (前回実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和 6 年 (目標)
交通安全教育の推進	(児童、生徒のみ) 178 回開催 参加者 約 11,698 人	44 回開催 参加者 4,243 人	事業の継続
防犯講習会の実施	17 回 571 人	52 回約 3,000 人	事業の継続
こども 110 番の家活動の支援	警察と連携し、 子ども 110 番の 家活動の支援	警察と連携し、 子ども 110 番 の家活動の支援	事業の継続
防犯灯の整備促進	「地域づくり推進事業」等で各自治体からの要望を精査し設置。	「地域づくり推進事業」等で各自治体からの要望を精査し設置。	事業の継続
子どもの貧困計画の策定・実施	—	—	計画策定し、各種の支援を構築する



## 參考資料

## 日置市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月4日

条例第23号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、日置市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体の代表
- (4) 学識経験者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

### (その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### (日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 日置市報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年日置市条例第45号)の一部を次のように改正する。

## 日置市子ども・子育て会議委員名簿

区分	役職	氏名	備考	
1	日置市幼稚園代表	麦野 賦	学校法人伊集院敬愛学園理事長	
2	日置市認可保育園代表	鮫島 尊美	社会福祉法人白百合福祉会理事長	
3	日置市認可外保育園代表	平松 増子	ひらまつ保育園園長	
4	日置市放課後児童クラブ代表	山之内 修	和田児童クラブ代表 (和田地区公民館長)	
5	日置市小・中学校代表	藤崎 隆博	永吉小学校長	
6	日置市PTA連絡協議会代表	草野 勝徳	日置市PTA連絡協議会会長	
7	医療関係者	奥 章三	鹿児島こども病院理事長	
8	伊集院保健所	武田 瑞代	保健師	
9	療育代表	湯山 康博	社会福祉法人大湯福祉会理事長	
10	社会福祉協議会代表	井上 幸一	社会福祉協議会会長	
11	母子保健推進員代表	志摩 喜代子	母子保健推進員	
12	主任児童委員代表	新宅 礼子	主任児童委員部会長	
13	児童養護施設代表	大迫 信夫	友愛学園	
14	養育里親代表	横山 富子	小規模住居型児童養護事業 (横山ホーム)	
15	一般事業主代表	東福 康彦	株式会社協栄 代表取締役社長	
16	地域子育て支援センター	東 ひとみ	子育て支援センター施設長	
17	自治会長代表	黒石 久美	日置市自治会長連絡協議会副会長	
18	乳幼児を持つ保護者代表	中村 直樹	乳幼児を持つ保護者代表	
19	乳幼児を持つ保護者代表	今榮 菜津美	乳幼児を持つ保護者代表	
20	学識経験者	日置市教育委員	内村 友治	日置市教育委員